

No.003

平成 8 年度

帰国研修員フォローアップチーム報告書

犯罪防止分野 公開技術セミナー

(矯正保護コースⅡ)

(刑事司法コースⅡ)

(上級セミナーⅡ)

JICA LIBRARY

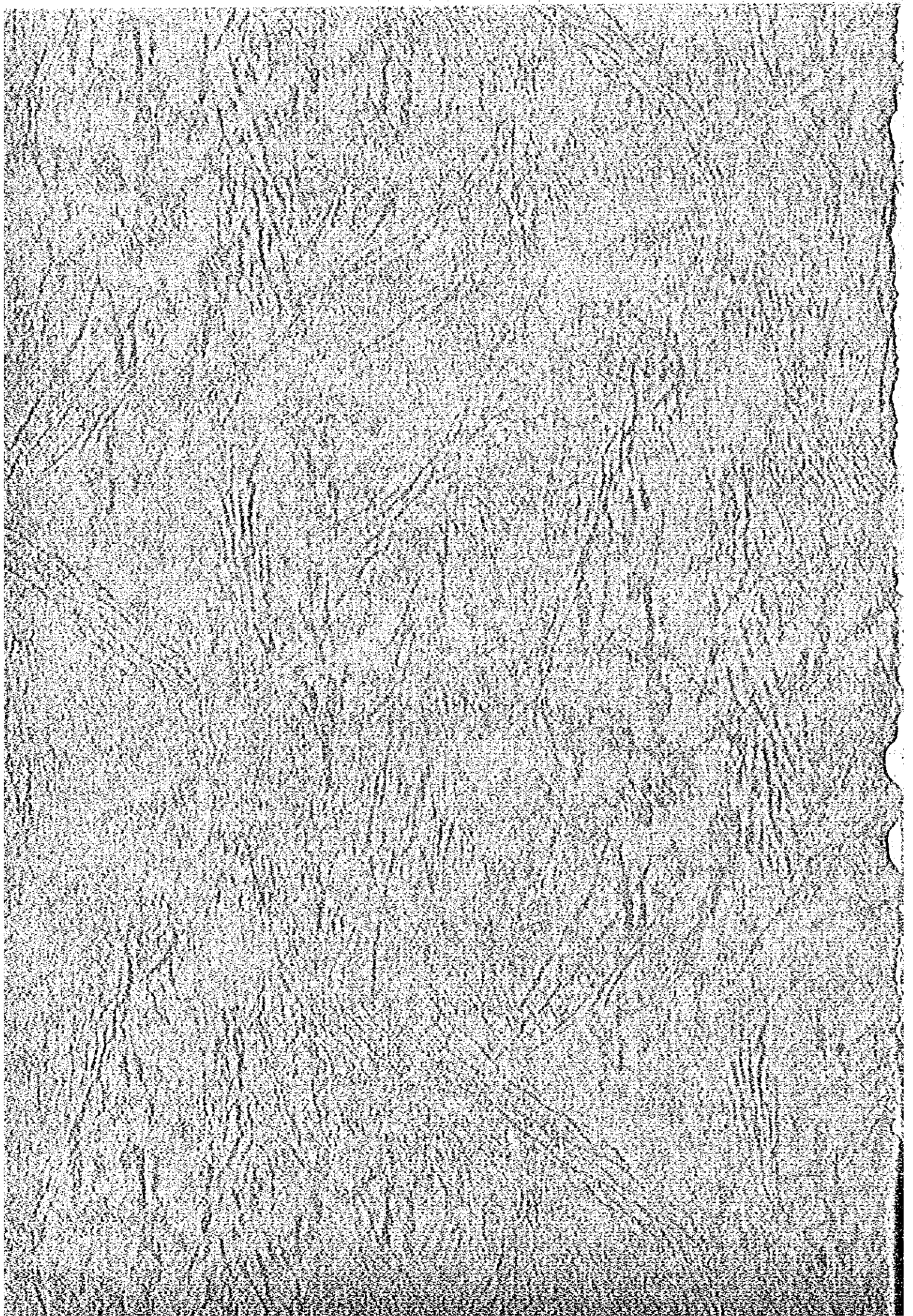


J1139504(3)

平成 8 年 12 月

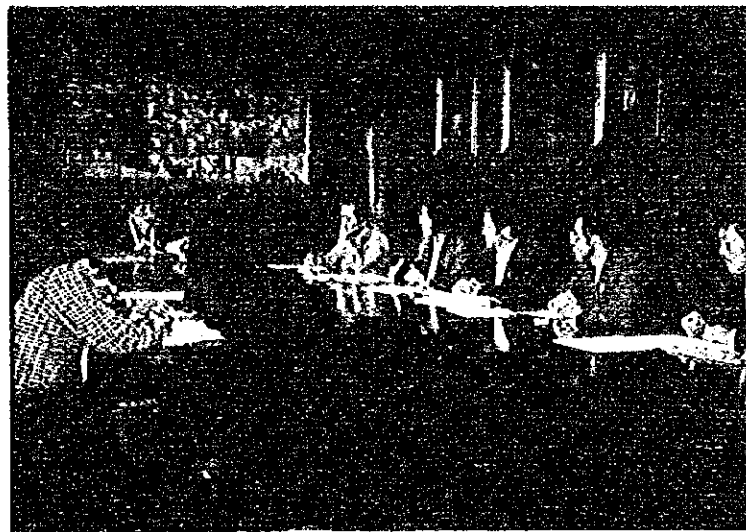
国際協力事業団
八王子国際研修センター

八王セ
J R
96 - 1





ペルー最高裁長官表敬



ペルー検察庁長官表敬



ペルー国家警察本部訪問



1139504 [3]



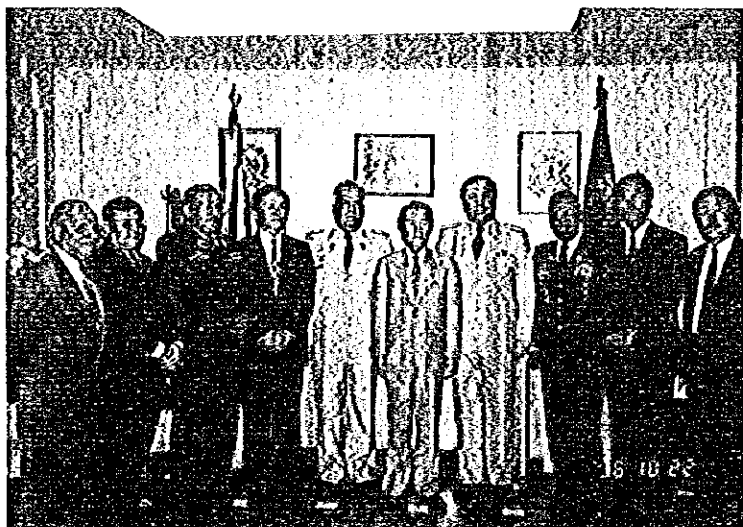
ペルーリリガンチョ別務所訪問



ペルーセミナー会場で帰国研修員と共に



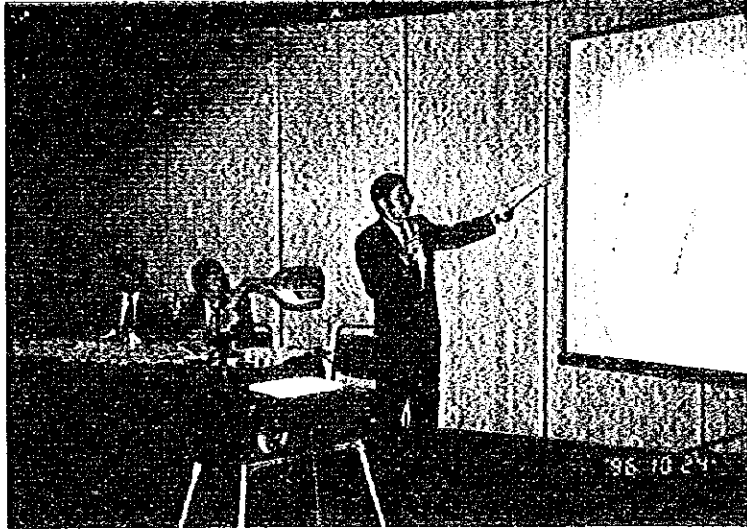
ヴェネズエラ最高裁判所表敬



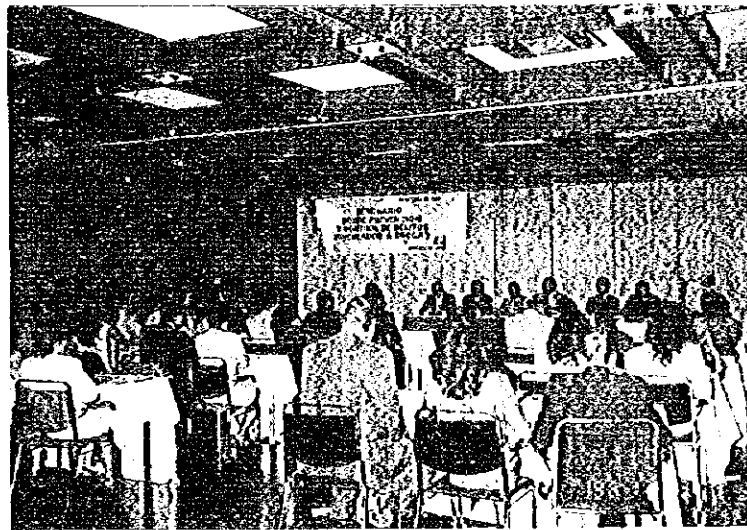
ヴェネズエラ首都圏警察本部訪問



ヴェネズエラ 帰国研修員と共に



ヴェネズエラ 公開セミナー講演



ヴェネズエラ 公開セミナー風景

目 次

I. 派遣チームの概要	1
1. 派遣目的	1
2. 団体構成	2
3. 調査日程	2
II. 調査内容	3
1. 犯罪防止コースの研修に対する評価、意見、要望	3
(1) 犯罪防止コースの研修の有用性	3
(2) 研修プログラムの内容	4
(3) 希望する研修テーマ	4
(4) 犯罪防止コースのスタッフ等	5
(5) 資料及び文献	5
(6) 今後の研修、技術協力に関する要望	5
(7) その他	5
2. 刑事司法関係機関等訪問の状況	6
1. ベルー	6
(1) 日本大使館	6
(2) 最高裁判所	7
(3) リマ上級裁判所	7
(4) 検察庁	8
(5) 公共省実行委員会	9
(6) 内務省	10
(7) ベルー国家警察本部	10
(8) 内務省企画部	11
(9) ベルー国家警察犯罪捜査局	12
(10) 家族福祉院	12

(11) 矯正施設	13
(12) 大統領府国際技術協力局	15
(13) 法務省	15
(14) 法務省経済開発局	16
2. ヴェネズエラ	16
(1) 経済企画省技術協力局	16
(2) 最高裁判所	17
(3) 公共省	17
(4) 法務省矯正局	18
(5) 首都圏警察本部	19
(6) 日本大使館	19
(7) カティア刑務所	20
(8) 司法警察	20
(9) 内務省警察	21
3. 両国の刑事司法をめぐる情勢	21
(1) 司法改革	21
(2) 過剰収用及び施設の処遇の改善	22
(3) 薬物	22
(4) テロリズム	23
4. 結 論	24
(1) 新たな研修、技術協力	24
(2) 研修テーマ	25
(3) フォローアップの意義・重要性	25
(4) 研修員の選定	25
参考資料	26
1. 帰国研修員宛質問表	27
2. 帰国研修員名簿（ペルー）	42
3. 帰国研修員名簿（ヴェネズエラ）	43
4. 調査団ペルー刑務所訪問記事（1996年10月18日官報）	44

5. ヴェネズエラ刑務所暴動記事 (1996年10月23日新聞)	45
6. ヴェネズエラ司法改革記事 (1996年10月23日新聞)	46
7. ヴェネズエラ裁判費用及び裁判所ストライキ記事 (1996年10月23日新聞)	47
8. 公開セミナーレジメ	48
9. 公開セミナー参加者リスト (ペルー)	70
10. 公開セミナー参加者リスト (ヴェネズエラ)	79
11. 公開セミナー参加者受講証書 (ペルー)	81
12. 公開セミナー参加者受講証書 (ヴェネズエラ)	82
13. コース概要	83
犯罪防止 (矯正保護) 平成8年度	84
犯罪防止 (刑事司法) 平成8年度	89
犯罪防止 (上級) 平成8年度	94
14. 研修員受入れ実績	98
犯罪防止 (矯正保護) 昭和40年～平成7年度	99
犯罪防止 (刑事司法) 昭和44年～平成7年度	100
犯罪防止 (上級) 昭和44年～平成7年度	101

序 文

本報告書は、国際協力事業団八王子国際研修センターが実施している集団研修・犯罪防止（矯正保護II）コース、犯罪防止（刑事司法II）コース、犯罪防止〔上級II〕セミナーに参加した帰国研修員に対するアフターケア業務の一環として、平成8年10月12日から10月26日までペルー、ヴェネズエラに派遣された最高検察庁公判部長石川達紘氏を団長とする帰国研修員フォローアップ調査団の報告結果を取りまとめたものであります。

本チームの派遣は、上記2ヶ国の帰国研修員の活動状況、帰国後自国において直面している諸問題、要望等について、帰国研修員との面談、関係機関訪問を通じて調査し、あわせてこれらの国々の刑事司法等の実情を把握し、今後の研修の計画、運営に役立てることを目的としています。

本報告書が、当該研修分野における上記2ヶ国の現状、帰国研修員の活動状況等について、関係各位の一層のご理解を深める上で多少とも役立ち、また今後の研修員受入事業の改善に資することができれば幸いです。

なお、本調査団の派遣に際しご協力を戴いた外務省、法務省、アジア極東犯罪防止研修所、並びに現地においてご指導とご協力を賜った在外公館および関係機関の各位に対し厚くお礼申し上げます。

平成8年12月

国際協力事業団
八王子国際研修センター
所長 伊坂 潔

1. 派遣チームの概要

1. 派遣目的

当フォローアップチームは、平成8年10月12日から26日までの14日間、ペルー共和国及びヴェネズエラ共和国の2か国を訪問し、国際協力事業団（以下「JICA」という。）がアジア極東犯罪防止研修所（以下「アジ研」という。）の協力を得て実施している犯罪防止コースの国際研修に参加した帰国研修員及び両国の刑事司法機関関係者と面談したほか、薬物をテーマとするセミナーを実施した。

このフォローアップチームが重点目標としたのは次の諸点である。

- 1 できる限り数多くの犯罪防止コースの研修に参加した帰国研修員に会い、彼らの現在の活動状況を把握する。
- 2 帰国研修員及び刑事司法機関関係者から、犯罪防止コースに対する評価、意見、要望を聴き取り、今後の参考にする。
- 3 刑事司法関係機関を訪問し、当該国の刑事司法制度及びその運用、犯罪の動向とその対策、犯罪防止及び犯罪者処遇の分野における現状と問題点を調査すると共に、関連資料を収集し、今後の犯罪防止コースを実施する上での参考に資する。
- 4 帰国研修員及び刑事司法機関関係者を対象としてセミナーを実施することにより、アジア・太平洋地域における最近の犯罪情勢と対策、犯罪防止及び犯罪者処遇に関する制度と運用等に関する情報を提供し、訪問国の刑事政策上の参考に供する。

以上の目標を達するため、当フォローアップチームは、あらかじめ帰国研修員及びその所属機関に対し質問書（参考資料1）を送付してその記入を依頼し、帰国研修員及びその所属機関の意見、要望を調査した上、現地において、帰国研修員及び各刑事司法機関の関係者に面談し、研修に対する評価、意見、要望を聴取すると共に、上記3及び4の各事項について、情報収集、情報提供、意見交換を行う一方、薬物犯罪の防止をテーマとして、セミナーを開催し、アジア・太平洋地域を中心とした薬物犯罪の動向と対策について情報を提供した。

アジ研の国際研修を終了した帰国研修員は、ペルー20名（参考資料2）、ヴェネズエラ8名（参考資料3）であり、今回のフォローアップにおいては、このうちペルー15名、ヴェネズエラ4名の帰国研修員と面談する機会を得た。また、訪問した関係機関、施設は、ペルーにおいては最高裁判所以下14か所にも上り、ヴェネズエラにおいても検事総長府以下9か所であった。いずれの国においても、アジ研の活動は高く評価されており、帰国研修員も刑事司法機関の幹部として重要な地位を占め（例えば、ペルーの最高裁長官は1984年に開催された犯罪防止コース国際研修の研修生）、それぞれの分野で大いに活躍していた。

ペルー、ヴェネズエラいずれの国においても、裁判の遅延、過剰収容（未決拘禁を受けている者の割合が極めて高い）、薬物、刑事司法機関内部の腐敗などが大きな問題となっているところ、両国ともに、これらの問題を解決し、より適正かつ効果的な刑事司法を目指して抜本的な司法改革を現に実行しようとしている最中である。そのような大きな改革が行われているのを直接見聞するのはそれ自体意味のあることであ

るし、そのような改革を含め、犯罪防止コースの帰国研修生が刑事司法の発展に寄与しているのを見ることはさらに意義深いことである。

犯罪防止コースの国際研修を更に充実させるためには、研修対象国の刑事司法制度及び選用の実情に通じていることが必要であり、また、研修員が期待する事柄を正確に認識することが不可欠である。その点において、今回のフォローアップチームの派遣は、極めて有益なものであったといえることができる。

2. 団員構成

最高検察庁公判部長	石川達敏
法務総合研究所国際連合協力部教官 (アジア極東犯罪防止研修所次長)	北田幹直
法務総合研究所国際連合協力部教官 (アジア極東犯罪防止研修所教官)	高橋 諒
国際協力事業団八王子国際研修センター	曳地和博

3. 調査日程

10月	曜	訪問地	訪問機関・施設等	行動内容
12日	土			東京→ロス
13日	日	ロ ス		トランジット
14日	月	リ マ	(ペルー) JICA事務所 在ペルー日本大使館	
15日	火		Corte Suprema Corte Superior Fiscalia de la Nacion Comision Ejecutiva del Ministerio Ministerio de Interior	最高裁長官表敬 リマ上級裁判所見学 検察庁表敬 公共省実行委員会 内務省表敬
16日	水		Direccion General PNP Oficina Sectorial de Planificacion INABIF - Centros Tutelares	ペルー国家警察本部 内務省企画部訪問 INABIFと少年の矯正 施設の見学
17日	木		INPE Lurigancho San Jorge Chorrillos Ministerio de la Presidencia Ministerio de Justicia	成人の矯正施設見学 ルリガンチョ サンホルヘ チョリーリョス 大統領府訪問 法務大臣表敬
18日	金		Oficina General de Economia y	法務省経済開発局の

			Desarrollo Conversatorio con Ex Becarios Seminario sobre Prevencion de Delitos Recepcion	訪問 帰国研修員との面接 犯罪防止セミナー レセプション
19日	土	カラカス	(ヴェネズエラ)	リマ→カラカス
20日	日			カラカス市内視察
21日	月		CORDIPLAN Corte Suprema de Justicia Ministerio Publico Ministerio de Justicia (Direccion de Prisiones) Policia Metropolitana 在ヴェネズエラ日本大使館	経済企画省技術協力 局との協議 最高裁判所表敬 検察庁表敬 法務省矯正局訪問 首都圏警察本部訪問
22日	火		Conversatorio con Ex Becarios Catia Prison Cuerpo Technico de Policia Judicial DISIP	帰国研修員との面接 カティア刑務所見学 司法警察訪問 内務省警察訪問
23日	水		Seminario sobre Prevencion de Delitos セミナー参加者との懇親会	犯罪防止セミナー
24日	木	N. Y.		カラカス→N. Y.
25日	金			N. Y. →東京
26日	土			東京着

II. 調査内容

I. 犯罪防止コースの研修に対する評価、意見、要望

帰国研修員及びその所属機関に対しあらかじめ記入を依頼した質問書の回答内容、現地において帰国研修員及び各刑事司法機関の関係者に面談し、研修に対する評価、意見、要望を聴取した結果の概要を整理すると次のとおりである。

(1) 犯罪防止コースの研修の有用性

- ・ 犯罪防止コースに参加した研修成果を認められ、さらに国際的なセミナーに参加

する機会を与えられた。

- ・ 犯罪防止コースで作成したグループワークのレポートが、現在行われている司法改革（ヴェネズエラ）の参考になるとして、これを州の弁護士会の出版物に掲載することになった。
- ・ 研修生の交流を通じて犯罪防止機関相互の国際的なつながりが緊密になる。
- ・ 犯罪防止及び犯罪者処遇の異なった手段・方法、最新の技術を知ることができる。
- ・ 犯罪防止について学んだ知識を日々の仕事に活用している。
- ・ 麻薬取引の犯罪捜査をする際に警察と共同して行動したが、研修で学んだことが役に立った。
- ・ 研修ではワイヤータッピング、おとり捜査、コントロールド・デリバリーなど組織犯罪の抑止について学んだが、ペルーは近時コントロールド・デリバリーなどの手法を立法で取り入れており、学んだことが実際に役に立っている。

(2) 研修プログラムの内容

- ・ 客員専門家は刑事司法の分野で優れた業績のある方であり、その講義には価値がある。
- ・ 日本における裁判官・検察官の選任制度についてもっと知ることができたらよかったと思う。なぜなら、この点は、刑事司法における腐敗を防止するために非常に重要だからである。
- ・ グループワークショップは、各国の刑事司法制度や実情、同じ問題に対し国によって対処の仕方が異なることなどを知ることができる上、知識・経験に基づいた議論を通して結論や解決策を見いだしてゆくものであり、大変有益である。
- ・ 研修参加者相互の意見交換も有益である。
- ・ 警察官が地域社会において活躍しているのを発見できたのがよかった。
- ・ 刑事司法機関の見学も日本の刑事司法を知る上で重要である。
- ・ 刑務所の見学は、受刑者の刑務作業、受刑者の人権保障という観点を学ぶことができた。
- ・ 各参加者の専門性や要望に応じた個別の見学があるとよい。
- ・ 刑務所の中で実際に生活する研修をしてみてもよい。
- ・ 3か月のコース期間はもう少し短くてもよい。
- ・ もっと見学を増やした方がよい。
- ・ 3か月のコース期間は2か月でよい。
- ・ 9か月から1年の期間であれば主題についてさらに深い知識を得られる。

(3) 希望する研修テーマ

- ・ 組織犯罪
- ・ 犯罪者の効果的な社会復帰
- ・ 薬物犯罪

- ・ マネーロンダリング
- ・ 金融に関連する犯罪
- ・ ホワイトカラー犯罪
- ・ 刑事司法における検察官の役割
- ・ テロリズム対策とテロリストの処遇
- ・ 証人の保護
- ・ 刑事司法における腐敗
- ・ 裁判の遅延
- ・ 青少年の非行

(4) 犯罪防止コースのスタッフ等

- ・ アジ研のスタッフは、教師であり、友人であり、ガイドであり、また、リーダーである。
- ・ 講義のテーマは十分に吟味されたものである。
- ・ ティーチング・スタッフにスペイン語の話せる者がいるとよい。

(5) 資料及び文献

- ・ 受け取った文献は充実したものである。英語で書かれているが、スペイン語に訳されればなお有用になる。
- ・ スペイン語で書かれているとありがたい。
- ・ 教科書、参考資料は大変役立つものである。

(6) 今後の研修、技術協力に関する要望

- ・ 参加者はセミナー又は研修のテーマに密接に関連する仕事をしている者に限るべきである。
- ・ 研修参加者は同じような地位と経験を有する者とすべきである。
- ・ 研修参加者の年齢制限はなくすべきである。
- ・ (JICAに対し) 刑事法、民事法、犯罪防止の分野に関してスペイン語で行うコースをベルーで開催し、これに刑事司法の専門家を派遣するようにしてほしい。
- ・ 日本の専門家がベルーを訪れて、その刑事法制と刑事司法の実際を議論してほしい。
- ・ (JICAに対し) 元の研修生を客員専門家として犯罪防止コースの研修に招聘すべきである。
- ・ 元研修参加者による事後研修のコース(2か月)があってもよい。
- ・ 元研修参加者の知識の向上とリフレッシュのため、再度犯罪防止コースに参加する機会を設けてほしい。

(7) その他

- ・ 犯罪防止コース参加者の同窓会ができれば、研修の主催者であるアジ研もこのグル

ープに容易に連絡をとることができるし、同窓生も有益な情報を入手できる。

- ・ アベベハ（APEBEHA）と呼ばれるJICA研修生の同窓会が組織されており、その会長は、現在、弁護士をしている犯罪防止コースの参加者である。
- ・ 研修を受けた参加者のうちには帰国後その仕事をやめてしまう者もいるので、政府としては参加者の学んだ知識を活用すべきである。
- ・ 英語が十分に話せないために犯罪防止コースに興味を持ちながら参加できない者が多い。
- ・ 裁判所は人的物的資源が不足しているなかで、多数の事件を処理しなければならない状況にあり、かつ、裁判官の受ける報酬も少ない。

2. 刑事司法関係機関等訪問の状況

1. ベルー

(1) 日本大使館

青木大使が出張で不在のため、木本博之公使を表敬訪問し、以下のような説明を受けた。

ペルーは、勤勉・正直という評判の高いフジモリ大統領の強力なリーダーシップの下で、司法改革に取り組んでいる。薬物とこれにまつわる金の動きが社会構造を腐らせている。

アンデスの山を越えたところにあるジャングル地帯で栽培されたコカが川筋を伝ってコロンビアへ入る。これには、インディオが運び屋としての役割を果たしている。かなりの数の住民がやっているため、検挙しても検挙してもなくなる。

ペルーはコカの葉については世界最大の生産国であり、コカの葉を生産すること自体は合法的に行える（ただし、許可が必要）。しかし、近時は農民がコカの葉を加工するようになり、コカインペーストを作れるようになった。

麻薬の代わりに野菜を植えればいいという議論では解決できない。取引される値段があまりにも違い過ぎる。

ペルーでは、当局がテロリストと麻薬組織とが手を組まないようにしたと言われる。例えば、麻薬組織にテロリストが来たら自分で守れという趣旨で武器を供給したことが今になって明るみに出た。

刑事司法機関にも腐敗が存在する。警察による交通取締りの目的は袖の下を当てにしていると言われる。裁判官や検事も汚職の構造と無縁ではない。裁判官が金具を提供されてこれを断ると、今度はその身体の危険を告知されると言われ、やむを得ず、金具を受領することもあるという。また、具体的実例として、裁判官（女性）が賄賂として現金を受受しているところを警察に踏み込まれ、腹いせに現金を裁判所の窓からばらまいたという事案と、裁判官（女性）が賄賂として受け取った現金を下着の中に隠していたという事案がメディアで報道され、国民の知るところとなっている。

(2) 最高裁判所 (Corte Suprema)

最高裁判所長官であるモイセス・パントゥハ氏を表敬訪問し、面談する機会を得た。現在の最高裁長官であるモイセス・パントゥハ氏は1984年の犯罪防止コースに参加した元研修生であり、同長官との面談内容は以下のとおりである。

最高裁判所は18人の最高裁判事から構成され、最高裁長官は事件の処理には関与せず、司法行政を専ら担当している。

上級裁判所 (Corte Superior) が下した判決について、当事者は、最高裁判所に対して不服申立てをすることができる。例えば、殺人事件の場合、検察官からの告発によって手続が開始され、予審判事の判断を経た事件が上級裁判所に起訴され、同裁判所において3人の裁判官によって審理が行われ、判決が下される。上級裁判所の判決に対しては最高裁判所に上訴ことができ、このように上訴された事件は最高裁判所の刑事部に配てられ、5人の判事によって審理・判決される。最高裁判所刑事部の判決に対しては、例外的に、最高裁判所の裁判官全員によって構成される全員協議会がさらに有罪無罪等の判断を行うこともある。

ペルーの司法界では、組織再編の動きが活発である。司法が独自の予算を持てるようになることを目指している。裁判官の報酬は必ずしも多くはないが、皆誇りを持って仕事をしている。また、腐敗に対しては厳しい態度で臨んでいるという評価を受けている。さらに、司法のサービスが国の隅々まで行き届くようにしたいと考えている。

上級裁判所長官をしていたときに犯罪防止コースの研修に参加した。その際、少年の保護施設を見学したが、16歳から22歳の少年が義務づけられた仕事をし、更生を目指していた。ペルーの少年保護施設においても、少年の再教育、社会復帰を目的としているが、財政的な理由もあって十分ではない。

また、日本では次のような刑事事件の法廷傍聴をする機会があった。—コロンビア人の女性クレントが日本で仕事がうまくいったので、入国許可の延長申請をしたが、延長がきかなくなったとき、ある日本人男性がそのコロンビア人を助けようとした。ところが、その男性は力になるはずであったのに、逆に女性の金を使い込んでしまったため、追い込まれた女性はついにその男性を殺害してしまった。—死体の検証に当たり捜査機関は写真によって詳細に証拠を残していた。また、法廷で捜査検事の説明を受けるなど、捜査手続も興味深かった。

犯罪防止コースの研修は有意義であり、積極的に評価している。さらに、できれば、スペイン語によるコースを作って行ってほしい。

(3) リマ上級裁判所 (Corte Superior de Lima)

リマ上級裁判所長官であるマルコス・イバセタ判事を表敬して、面談する機会を得た。同長官は、日本の外務省の支援により最近わが国を訪れ、司法制度について見聞し、ペルーに帰国したばかりであった。同長官との面談内容は以下のとおりである。

現在の司法改革は司法システムそのものを改善しようとするものであり、法律に基づき、かつ大統領もこれを支援している。司法の独立を守りながら、一般市民の司法へのアクセスを助けることを目指している。その目的をさらに述べると次のようになる。

ア 司法機関から市民の方へ積極的に近づいてゆく。人口に比例して現在の資源・人材を最大限に利用する制度を作る。例えば、裁判が全国に広がるように移動判事のシステムや簡易裁判所を作ったりすることが考えられている。

イ 司法機関内部の再編をする。特に、1人の裁判官が受け持つ仕事について適切な範囲の量に止めるようにする。

ウ 裁判官の研修を充実させる。日本の和光市にある最高裁判所司法研修所のようなものができたらよい。研修の内容的としてはリーダーシップを高めるような研修もしたい。そのような考え方は、犯罪防止コースの研修によっても生かされていると考える。

マルコス・イバセタ長官との面談後、調査団は、最高裁判所及び上級裁判所の庁舎内部を案内してもらい、各裁判所の法廷、上級裁判所の裁判官室、テロリスト集団であるセンドロ・ルミノソにかかわる事件の証拠（銃器、偽造宝くじ、団旗）などが展示されている部屋を見学したり、上級裁判所における刑事事件（強盗事件）の公判手続を傍聴したりする機会を得た。なお、ペルーにおいては、裁判所の種類として、最高裁判所、上級裁判所、第1審裁判所、治安判事裁判所がある。

さらに、調査団は、リマ市内にあるサンホルヘ刑務所の内部に設置されている法廷を訪れ、上級裁判所の裁判官3名が同刑務所に収容されている被告人の裁判の公判手続を行っている場面を傍聴することができた（このうち、1人の裁判官は偶然、1995年秋の犯罪防止コースに参加したミゲル・ラロサ氏であった。）。この裁判所による刑務所への出張裁判は、進行中の司法改革の一環としてすでに実現しているものであり、裁判所が刑務所まで積極的に出向いて法廷を聞くことにより裁判の遅延を解消し、過剰収容を軽減するとともに、被告人の裁判所出廷に伴う護送上の危険を回避することが目的とされている。

(4) 検察庁 (Fiscalia de la Nacion)

検察長官であるブランカ・ネリーダ女史及び4名の犯罪防止を担当する検事（市民サービス部門、自然環境保護部門、経済部門、密輸部門の各担当）と面談し、以下のような説明を受けた。

ペルーにおいては、検察庁は、国家組織上、公共省に属し、平成7年12月末現在では、検察長官1名、最高検察官5名、最高検察官補13名、上級検察官84名、上級検察官補71名、地方検察官443名、地方検察官補393名の合計1010名の検察官から構成され、うち男性は607名、女性は403名である。

出席した犯罪防止担当検察官の各担当分野（市民サービス、自然環境保護、経済、密輸）の職務はおおよそ次のとおり。

ア 市民サービス担当検事

犯罪防止を目的とする団体と連携してキャンペーン実施、犯罪防止機関との協調、情報収集と助言、社会問題の調査（例えば、どのような状況で犯罪が発生するか。）

イ 自然環境保護担当検事

エコロジー警察、保健省、農林省、国家警察と協力して、騒音、ゴミ処理、自動車排ガス、絶滅に瀕する動物の保護、危険物漏出、森林破壊、公園管理などの問題に対処している。

ウ 経済担当検事

通常、警察の経済班と協力して、不当な廉価売買、不許可売買、広告と違う商品の売買、偽造・偽物売買などを取り締まっている。著作権違反なども取り締まる。また、検察長官の命令により、工場からの排出物による環境汚染、海岸の入場料などの調査、爆発物の取締り、違法弁護士の取締りなども行う。

エ 密輸担当検事

税関警察と協力し、何が、どのような手口で密輸されているかに留意しながら、取締り、告発を行っている。密輸は、強力な犯罪組織が行っている例が少ないので、犯罪の特定や押収権限の有無に問題が生じないように、特に配慮している。運び屋をしている者は、安定した仕事もなく、命懸けで品物を守ろうとする。密輸が犯罪であるという認識も少ない。

また、JICAが実施する犯罪防止の研修については、スペイン語で行うコースを設ければ、中南米各国から多くの参加希望が出されると思われる。

(5) 公共省実行委員会 (Comision Ejecutiva del Ministerio)

公共省実行委員会の委員長であるホセ・アントニオ・ルナ氏及び同委員会顧問フリオ・ヴェガ・エラウスキン氏（元駐日ペルー大使館勤務）と面談し、以下のような説明を受けた。

公共省実行委員会はフジモリ大統領の勅令に基づいて作られたコーディネーション委員会であり、司法改革がその課題であり、司法と検察の2つの組織改革、特に司法のモラルを高め各組織の新しいニーズに対応できるような仕組みを作り上げることを主眼としている。特に、迅速な裁判と腐敗防止が大きなテーマである。

この司法改革は、国民経済及び国家の発展につながっている。それらの発展のためには、司法システムを安定したものにして投資家が安心して経済活動が行えるようにする必要がある。これにより、外国資本の導入、国家企業の民営化なども促進される。

司法システムはこれまで十分に機能してきたとはいえ、市民に大きな損失を与えていた。すなわち、国民の間での司法の位置付けは決して高いものではなく、裁判の遅延は甚だしく、その遅延した裁判に頼るよりも、若干不利な結果が生じても裁判外で解決した方がまだましであるとの意識があった。しかも、経済力をもった

者が裁判に勝つという図式ができあがり、賄賂の授受が正当化され、司法のモラル低下が叫ばれていた。さらに、頻発するテロ行為によっても、司法の機能が損なわれていた。そこで、正義のシステムを守り、これを維持して行くため、平成7年11月から司法権の改革が開始され、本年6月からは公共省（検察が属する。）や他の政府機関の改革がこれに続いている。なお、この司法改革が昨年11月に始まっていなければ西暦2000年には係属中の事件数が200万件にも及ぶようになり、手遅れになっていたであろうと試算されている。

具体的な対策として、裁判の審理促進については、刑務所内で臨時法廷を開いたり、大幅な減員となっている文部省の建物の中に新たに法廷設備を作ったりしている。また、腐敗防止に対しては、特定の裁判官と書記官が常に一緒に事件を処理するのではなく、書記官がローテーションして同一の裁判官に固定しないようにしたり、裁判を複数の裁判官の合議制にするなどの方法を導入している。裁判中、一方当事者が裁判官と話をするときには、他方当事者も必ず同席させるようにするという腐敗防止策については、弁護士側から自由に仕事ができなくなるとして反対が出たが、市民からは賛同を得られている。

アジアでの犯罪防止コースには、過去35年間、検察官が1人しか参加していない。検察官の仕事の内容からすると、英語を習うというのは容易ではないが、犯罪防止コースにもっと検察官を参加させるべきであると考えられる。

(6) 内務省 (Ministerio de Interior)

内務次官エドガルド・ソリス・カノ氏を訪問したが、その面談の要旨は以下のとおりである。

内務省はペルー国家警察を管轄している。

フジモリ大統領も数年前JICAの派遣専門家がテロリストに襲撃され、殺害された事件について、その犯人を絶対に検挙することを約束してきた。これは、日本との協力関係を維持・継続するために必要なことである。

犯罪防止コースの内容については、最高裁判所長官や上級裁判所長官から内容的に大変良いものであると聞いている。また、ペルーは、これまでコスタリカにある国連関係の研修所イラヌド (ILANUD) からはいろいろな技術協力や援助を受けてきている。

日本赤軍の吉村が逮捕されるなど警察の分野で国際協力が行われたことは大変喜ばしい。ペルーは長い間テロの問題に悩まされ続けてきた。これを憂う国民の気持ちはよく理解できる。

(7) ペルー国家警察 (PNP) 本部

ペルー国家警察の警視副総監を務めるホセ・リヴァス・ロドリゲス氏と面談し、以下のような説明を受けた。

ペルーでは8年ほど前まで、①民間警察（社会秩序維持及び犯罪捜査）、②リバ

ブリカン警察（刑務所の警備）、及び③国境警察という3つの警察組織が存在し、それぞれの組織の中で、人事、幹部の養成、研修などが別々に行われていた。しかし、これが統合された結果、3つの教育・研修システムが1つになり、また、精神的にも一体感が生まれるようになって、組織としては強くなった。

ペルー警察の現行制度の下では、幹部の養成、専門レベルの教育（麻薬、交通、テロ、インテリジェンス捜査など）、短期コース（観光、少年非行、検察との関係）などの研修が行われている。犯罪防止コースは、警察の人材養成部門を補強するという意味で、役に立つ。ペルーにも警察大学はあるが、国際的な情報交換の必要性が高まっている今日、国際的な研修機関に期待するところが大きい。

1996年春の犯罪防止コースに参加した警察官であるカセレス・マリは、現在、犯罪捜査の分野で活躍している。帰国後、報告書を書いたり、いろいろな場所で研修の成果について講演をしたりして、その知識の普及に努めている。

研修テーマについては、薬物や交通整理などを取り上げたコースがあれば教えてほしい。リマでも、日本のように、専門の部屋で交通の集中的整理と管理ができればいいと考えている。また、警察による犯罪防止という分野にも関心をもっている。パトロールをどのように行っているのか。また、いったん事件が発生すると何台ものパトロールカーが集まってくる。覆面パトカーもある。さらに、組織犯罪、テロについても取り上げてほしい。

犯罪防止コースの研修に参加できる人数を増やしてもらいたいとの希望があるし、また、スペイン語によるコース運営や少なくともスペイン語の同時通訳を入れたコースを企画していただくと有り難い。

国民は、近年まで、国家に貧困をもたらし、財産を破壊し、投資を妨げてきたテロに悩まされていた。今、国民はようやくテロ問題から解放されたが、地方から都市への人口流入に対しては有効な手立てがなく、大きな社会問題になっている。しかし、フジモリ大統領のおかげで、言わばいい港にたどり着けるような状況になってきている。

警察は、将来どういう警察になってほしいかと考えられているのかを念頭に置いた上、2001年に向けての開発マスタープランを作成中である。現在市民が求めているニーズをカバーできている分野はどこで、そうでない分野はどこかを考えて、警察の現代化を図るべきである。その過程においては、単なる機材・設備の近代化以外に、警察官のもっている意識や態度の改善も必要であろう。

(8) 内務省企画部 (Oficina Sectorial de Planificación)

内務省企画部は、内務省を代表する国際協力の窓口であるが、企画部長のカルロス・デルガド・メディーナ氏が不在のため、リカルド・ドンゴ・ゲティレス氏から以下のような説明を受けた。

国際協力の窓口として、JICA事務所や大統領府国際技術協力局 (SECTI) と連絡をとり、国際機関や外国における研修などの募集があったときに職員に対し

その情報を流し、さらに、参加希望者の仕事とコースの内容が合致しているか否かを調査したり、参加者が帰国後に成果を広められるようにするなどしている。

犯罪捜査、犯罪防止の分野における国際的水準の確保、各種技術の向上という観点からして、JICAがアジ研と共同して行っている犯罪防止のコースは非常に大切なものである。集団コースなどをスペイン語で行っていただけると有り難い。

(9) ベルー国家警察犯罪捜査局

同局に勤務するカセレス・マリ氏（アジ研第103回国際研修研修生）から、組織の概要について説明をうけた。

犯罪捜査局は国家警察長官の下に直属し、証拠収集、犯人の確定、逮捕などを行っている。犯罪捜査に関しては、①窃盗・強盗、②生命・身体・健康に関する犯罪、③詐欺、④家庭の平和に反する犯罪等に分類され、個々に部局が置かれている。

近時のリマ市内における犯罪の特徴をおおまかに述べると、銀行の現金輸送車を狙った強盗、拳銃・ナイフなどの凶器を用いた殺人、身分証明書の偽造クレジットカード詐欺、宝くじ詐欺（宝くじに当たったがすぐには換金できない、しかし今お金があるので宝くじを引き換えに渡すと申し向け、偽の当たり券を被害者に渡してその当たったとされる半額程度の金額を詐取するという手口）などが目につく。町中でのスリも後を絶たず、現在、その防止のため、どのような手口があるか情報収集している。

参加の機会を得た犯罪防止コースの研修は、逮捕された者の人権をどのように保障すべきかという人権保障の観点や、犯罪者が社会の中でどのように処遇されるべきかという点を学ぶのに大変役に立った。ペルーでは、逮捕された者が2～3日放っておかれることもないとはいえず、また、十分な証拠もないのに釈放されないでいる者もある。また、ペルーでも社会内処遇を導入しようとしているところであり、アジ研で配布された資料・文献は貴重なものである。

(10) 家族福祉院 (Instituto Nacional de Bienestar Familiar—INABIF)

家族福祉院 (INABIF) の長であるエレナ・コンテルノ・マルティネリ女史と面談した上、同女史の案内で、INABIFが管轄する保護センターのうち、マランガという男子の施設とエル・メリンダ・カレーグという女子の施設をそれぞれ見学したが、その際に説明を受けた内容及び視察状況は次のとおりである。

INABIFは、3か月ほど前から大統領府の下に置かれるようになったが、それ以前には、法務省、文部省、法務省とその所管が変遷していた。また、センターの基本的設備や少年の取扱いは大変に悪い状態にあった。特にINABIFの役割が十分に認識されておらず、法務省の管轄下にあったときには、未成年にどのような処遇をすればよいのか、あるいはどのような教育を施したらよいかという観点が全く欠如していた。

現在、センターとして再出発の途中であり、設備（食事、医療なども含む。）の

改善や少年と監督者の関係改善（ヒューマニズムをもった教官の選任）、教育の重視など、大きな変化を遂げようとしている。

INABIFはまた、①みなし子、家庭崩壊や栄養失調の子供など危険にさらされている少年の保護、②家族の役割強化プログラム策定、③有職少年の犯罪防止教育の実施などにも力を注いでいる。

ペルーの刑事司法では、18歳を超える者は成人として扱われ、13歳から18歳の者については犯罪少年としての取り扱いがされ、13歳未満の少年の行為は犯罪として扱われない。犯罪少年については、裁判所は、最大限3年の期間、少年を施設に収容する決定を下すことができる。

ア マランガ少年院

50年前に建てられた建物に現在約140人が収容され、その非行に態様、進捗により3つの区域に分けられている。居住区、食堂、トイレ等の施設内のいずれの区域も臭気が漂い、乱雑でかつ湿度が高く、収容条件は劣悪と思われた。先月3回暴動が発生し、その原因は食事内容など管理運営方法に対する不満であったとされる。現在は下水道の整備を行っている。

イ エル・メリンダ・カレーダ少年院

カトリックのシスターにより管理・運営がされており、最近開設100周年を迎えた。ここでは収容者に3つの区分があり、①違反者（17名）、②未婚の母（懐妊中の少女6名ほか数名）、③孤児（55名）のそれぞれが別の棟で生活している。このように、犯罪を犯した者だけではなく、町で徘徊している子など要保護性のある少女をも収容している。

施設周辺を警察が警戒しているが、内部にいるのは、シスターのほか、少女に対して教育の施せる者、あるいは親代わりになれる者のみであり、保安を目的とした矯正官は配置されていない。現在、特に教育の経験のある者、少女のモデルになれる者を教官として配属できるように努力している。

施設内には小学校、中学校もあり、また、編み物、刺繍、ヘアークット、メイキャップなどの実習も行われている。家庭に入ってから家事ができるようにとの配慮もされている。

前記マランガ少年院と比較すると、収容施設及び環境は格段に優れているとの印象を受けた。施設には医師が医療を施す設備もあり、医師が毎日施設を訪れている。また、歯科医療を施す設備もあるが、来院する歯科医師が今のところ見つかっていないとのことである。

(II)矯正施設 (Instituto Nacional Penitenciario-INPE)

法務省矯正局長であり、日系人のフアン・ナカングカリ・カナシロ氏の案内で3つの刑務所を訪問する機会を得た（参考資料4）。各刑務所の概要は次のとおり。

ア ルリガンチョ刑務所

1965年に建設されたこの刑務所（リマ郊外の秃げ山の裾野に位置する。）

の収容定員は約1400名であるが、現在の収容人員は5400名を超えている。強姦、窃盗、麻薬など各種の犯罪者が収容されているが、テロリストについては収容していない。施設環境は劣悪との印象を受ける。収容者の94・5%は未決囚であり、5・5%が既決囚である。この状況は、警察が身柄拘束を安易に行ってしまうこと、及び裁判が遅延していることに起因する。しかし、この状況を少しでも改善するために、この刑務所内には2つの法廷が作られており、裁判官がここまで出張して裁判を行っている。

ペルーの95%に当たる人はカトリックの信者であるが、被収容者の改善、更生の意識を高めるために、教会の協力を得て被収容者の精神的な支援が行われている。その一方、被収容者が、中学4、5年生（ペルーでは教育年限は6-5-5である。）に対し、被収容者が、いつ、どのようにして挫折して、犯罪を犯すに至ったかについて、家族との関係、社会での生活、教会とのかかわりなどにも触れながら自分の体験を話すというプログラムがある。その後、中学生は10人くらいのグループに分かれ、そのような過ちを犯さないようにするにはどのようにすべきかを話し合う機会が設けられる。そこには心理の専門家が加わり、少年たちが同じ問題を抱えていないか尋ねたり、生徒のうちから代表が1人出て、自分たちの問題状況を発表し、討議し、どのような解決方法が存在するかを皆で検討する。例えば、非行をしたが更生しようとする少年と、これを引き戻そうとする少年との紛争がテーマになったりする。被収容者も社会のために役立ちたいとの気持があり、その役割を果たすことによって、自らの改善更生の意識を確認することができ、少年たちにとっても、何が問題であるのかを認識し、問題を抱えている少年には抑制力として働くことにもなる。

職業訓練として木工、自動車修理などを行っていたが、数年前にテロリストであった被収容者によって作業所が放火されたため、現在は行っていない。

教会とタイアップして、神を認め、その力と加護によって更生したいと願っている被収容者をひとまとまりのグループにして処遇をする試みを行っている（この収容棟の1つに矯正局長の案内で入ると、数十人の被収容者が大声で神をたたえながら自力更生を誓う歌を数分間にわたって合唱し、同時に多くの者が輪になって踊っていた。その間、矯正局長は胸に右手を当てながら祈りを口ずさんだり、被収容者を鼓舞するかけ声をかけたりしていた。）。そのグループが善行を保持すれば、新しい棟に入れるなどの優遇措置を約束している。

また、処遇困難者については、他の被収容者と分離して拘禁している。

イ サンホルへ刑務所

リマの中心部に設けられている刑務所で、約750人を収容しており、うち140人は既決者であり他は未決である。施設環境はルリガンチョ刑務所よりも良好である。旋盤、電気、衣服（スーツ、シャツ、スカートなどの仕立て、縫製）、コンピュータ、皮革製品などの教育・職業訓練を行っており、自動車修理、大工仕事、金属部品作製などの工場がある。

1つの棟には公衆電話が設置されており、被収容者が利用できるようになっている。

訪問当日は、リマの中学校から約100名の生徒が被収容者の話を聞くために刑務所を訪問していた。

ウ チョリーリョス刑務所

リマ中心部からさほど遠くない所に位置する女子刑務所であり、その施設はルリガンチョより良好である。セーター、縫いぐるみ、マフラー、水栽培、クリーニングなどの職業訓練をしており、また、エアロビクスをする場所もある。

テロリスト（センデロ・ルミノソのメンバー）が収容されている棟も見学したところ、被収容者が神をたたえる歌を歌い出し、調査団メンバーも彼女らと手をつないでお祈りに参加する場面もあった。

(12)大統領府国際技術協力局 (SECTI)

JICAの集団研修はすべてSECTIが窓口になって取り扱われている。研修生の選定は一次的には各担当省庁が行う。すなわち条件を満たした研修生の候補者名がすべてSECTIに来ることになっており、SECTIにおいて審査した上、候補者がJICA事務所に伝達される。

ペルーでは公立学校において英語教育が必修とはなっておらず、英語で行われる研修についてはどうしても候補者が限られてしまう傾向がある。より多くの者が研修の機会を与えられるようにするため、ラテンアメリカ各国を対象とし、スペイン語で行う集団コースが可能であるか検討していただけるとありがたい。

研修テーマとしては、公務員一般の腐敗、薬物、テロ対策などを取り扱ってほしい。

(13)法務省 (Ministerio de Justicia)

法務省において、法務大臣のカルロス・エルモサ・モヤ氏を表敬訪問した。その際、同大臣との面談内容は以下のとおり。

これまで、犯罪防止コースの研修を受けて帰国した者のうち、その研修内容を直接法務大臣に対して報告した者はないように思う。帰国後は、インストラクターとして習得した知識を他に教示することが求められるが、今後、犯罪者処遇という重要なテーマについての研修成果がより適切な形で広められることが望まれる。これまでは、犯罪者処遇がテーマになっているときにこれに直接かかわっている者が研修生として選定されない場合も散見されたが、今後は、現に関連する実務にたずさわっている者が選定され研修に参加するように努めるべきと考えている。

法務省は、犯罪者処遇のみならず、犯罪防止という側面にも重点を置いてゆきたいと考えている。例えば、被収容者が自分の抱えている問題や経験談を中学4、5年生の前で発表し、生徒がこれを題材にして教育者や心理学者の指導の下に議論を

し、どのような理由で犯罪を犯すに至ってしまったかを考察することにより、同じ過ちを繰り返さないようにするという画期的プログラムが全国の刑務所において実施されている（これはもちろん、被収容者の社会復帰のためにもなる。）。先般、ヴェネズエラを訪問した際、同国の法務大臣にもこのプログラムを説明し、導入するように勧めてきた。

刑務所から出所した者が社会復帰できるようにするために、どのような対策がとられているか日本での経験に基づいた指導、援助を期待したい。

さらに、未決の被収容者の数を減らすことも大きな目標となっている。

(14) 法務省経済開発局

局長のデニス・ラミレス・カスティリョ氏と面談したが、その内容は以下のとおりである。

法務省には、矯正局（全国の職員数は約2500人）、公共登録局（戸籍、法人、不動産などの登記、登録事務を所管）、国家文書局（国の重要文書の保管）などがあり、また、内閣や行政機関に対し法的なアドバイスを与えたり他の司法機関（裁判所や検察）との調整作業を行う法制局もある。

この法務省の敷地内にはラテンアメリカ犯罪防止研修所（ILANUD、イラヌード）の事務所が置かれている。イラヌードと法務省との間には協定が存在し、この協定によればイラヌードは法務省職員に対し研修を行うことになっているが、一定の金額を支払わないとそのプログラムが動かない。しかし、今年から実施されるようになった。

日本側に対しては、効果的な施設内処遇や被収容者の出所後の世話などについて、日本の経験やノウハウを基に技術協力が得られるような方策を考えてほしい。具体的には、この分野における日本の専門家をベルーに長期間派遣してもらい、現地の専門家とチームを組んで日本側の技術が得られるようなプログラムが考えられる。日本の法務省がベトナムの民商事の法整備支援やタイの矯正施設の管理・運営のために専門家を派遣して技術協力をされたのであれば、同様の支援をベルーに対して行えるか検討してもらいたい。

特に、法務省矯正局も改革の最中であり、近代的な技術を取り入れた機関にしたいと考えており、新しい刑務所の建設も計画が実行されようとしている最中であることから、ノウハウや技術の習得が必要である。

2 ヴェネズエラ

(1) 経済企画省技術協力局（CORDIPLAN）

局長であるマリア・アレクサンドラ・ベルムデス女史と面談した内容は以下のとおりである。

この局は大統領直轄の部署であり、技術協力について条件に見合った研修生を選ぶ権限を与えられている。年間に国際協力の案件が400件ほどあるが、すべてこ

の局から関係部局に情報を流している。具体的方法としては、月刊誌に出して各機関に知らせるほか、県庁に知らせてそこから地方の新聞に出してもらうなどの方法をとっている。また、募集要項についても、関係機関に送付し、その関係機関の担当者が選定した候補者を受け付け、さらにこの局において最終選考をしている。そして、その結果を日本大使館に送っている。

英語で行われる研修については、やはり言葉の問題がある。英語は義務教育の必修科目になってはいるが、十分な授業ではない。

ヴェネズエラにおいて犯罪防止は重要な課題になっており、警察の機構改革の最中であり、刑事訴訟法の改正も考慮されている。書面中心主義から口頭弁論を重視する手続が検討されている。

(2) 最高裁判所 (Corte Suprema de Justicia)

最高裁判所の副長官であり、刑事法廷の長であるイスマエル・ロドリゲス・サラザール氏ほか4名の最高裁判事を表敬した。表敬訪問の際に説明を受けた事項は以下のとおりである。

ヴェネズエラにおいては、警察が捜査をして検察官が起訴手続をする。捜査書類が第1審裁判所である上級裁判所に届くと、第1段階であるサマリーの手続が開始される。この段階で、裁判官は、被疑者を釈放すべきか否か、公判手続(プレナリー)を開くべきかどうかを判断する。

刑事法はフランス法にの影響を受けているが、現在、刑事手続の改革が検討されている。これは、およそ150年前に制定された法律の大改正である。

例えば、糾問的な訴訟手続から当事者主義的なそれへ、書面中心主義から口頭弁論主義への移行が検討されている。また、裁判官のみが関与していた審理判決手続に民間の人2名を参加させ、ドイツの参審制に似たものを取り入れようとする動きがある。

(3) 公共省 (Ministerio Publico)

検事総長であるイヴァン・ダリオ・パデル・ゴンザレス氏を表敬訪問し、以下のような説明を受けた。

検事総長は国会によって指名される独立した機関であり、任期は5年である。法律が遵守されているか否かを監視する職責がある。身分保障があり、犯罪を犯したとき以外免職させられることはない。

検察官は検事総長のほか、全国23の州において、正検事375名、副検事160名が組織を支えている。現在、組織改革が行われているが、公共省としては検察官の数を3倍にし、裁判の遅延を解消したいと考えている。

ヴェネズエラの裁判は基本的には2審制を採っており、フランス法を基礎としている。

公訴提起については3つの方法がある。1つは、私人訴追であり、2つ目は検察

官による訴追であり、3番目は、裁判官による訴追である。

現在、この裁判手続をドイツ法にならったものとする法律改正が検討されている。具体的には、サマリーの裁判手続をなくして検察官のみの判断によって公訴提起が行えるような手続であり、それに伴い、現在裁判所の指揮で動いている司法警察の力を検察に属させるようにしたいと考えている。そのため、警察と検察との関係、相互の役割・機能というテーマには大変関心がある。

現在、検事総長が負っている責任は重大である。100年以上前から施行されている法律を改正しようとしており、人材育成、OA機器等科学技術の導入も欠かせない。

犯罪防止コースの研修についてはこれまで承知していなかった。窓口機関と各刑事司法機関との間の連絡が十分にとれておらず、本コースの意義が十分に伝わっていないのではないかと思われる。

(4) 法務省矯正局 (Dirección de Prisiones)

矯正局長であるアントニオ・ホセ・マルバル氏と面談し、以下のとおりの説明を受けた。

ヴェネズエラの刑務所は、非人道的処遇、不十分な予算に起因する劣悪な環境などの問題を抱えており、外国からの援助については扉を広げて待ち望んでいる。また、矯正施設における教育の専門家を育てる機関がないので、その設置を考えている。

被収容者の数は全国32の刑務所において約2万5000人であり、うち7000人が既決の受刑者、残り1万8000人が未決である。これに対し、収容定員は1万4000人である。このように未決の被収容者数が多いのは、裁判のプロセスが遅いからであり、現在、議会は刑事裁判手続に関して書面審理主義ではなく口頭弁論主義を取り入れようとしている。なお、矯正施設で働いている職員数は約3000人である。

ヴェネズエラでは18歳以上の者が成人であり、刑の種類として懲役刑はない。また、最長の期間が30年であり、終身刑と死刑はない。

被収容者が刑務所内で作業しているのは、民間会社との契約に基づく。機械と材料を民間会社が提供し、被収容者は労働の対価として給料を受け取ることができる。大学、文部省、職業訓練所などから講師を呼んで職業訓練もしている。文盲の者が多いので、教育をしたり、スポーツをする時間もとっている。また、まじめに受刑している被収容者については、社会内の職場で働かせ、夜間の寝泊まりを刑務所でするという処遇方法も取り入れている。

暴動などもかつてはふんあったが、現在では落ち着いている。しかし、施設職員の汚職、腐敗は存在する。

いわゆるコンジュガル・ヴィジット（施設内における配偶者とのプライベートな面会）の制度も存在し、1週間に1回実施している。

(5) 首都圏警察本部 (Policia Metropolitana)

首都圏警察本部長であるラファエル・ホセ・ダミアニ・ブスティリョス氏と面談したが、その内容は以下のとおりである。

首都であるカラカス（隣接地を含めた首都圏人口は約340万人）において防犯と犯人検挙に当たっている。各種事件の第一次的な捜査、処理を行うが、検挙した犯人は司法警察に引き渡され、司法警察によって事件が引き継がれる。

ヴェネズエラの警察組織は統一されておらず、3つの国家警察と自治体警察が存在する。国家の警察組織としては、次の3つがある。

ア 国家警察軍—国境・沿岸警備、税関業務、デモ鎮圧、基幹産業施設の警備等、国内の治安維持を担当し、国防大臣の指揮下にある（約2万人の体制）。

イ 司法省警察—刑事事件の捜査、証拠収集を行い、各地に警察署がある（体制約6000人）。

ウ 内務省警察—公安の維持を担当し、情報機関としても機能する（体制約4500人）。

これに対し、首都圏警察は自治体警察であり、市長をその長として約1万人の警察官を擁している。

近時の犯罪等の特徴として、週末に起きる殺人事件、アル中患者の増加、拳銃の不法所持、若年者の非行などが上げられる。特に銃器の不法所持が今一番大きな問題になっており、犯罪者が警察よりも殺傷能力の優れた武器を持っている状況もある。

警察は事件が起きた後に対応しているが、予防の点が不十分である。

犯罪防止コースの研修は高く評価している。首都圏警察からこの研修に参加した者は、出国から帰国までの行動について報告義務がある。日本は遠い国だが、そこで他の国からの参加者と意見交換をするのは大切なことであって、できれば参加者を増やしてもらいたい。

今後の研修テーマとして、地下鉄の安全、群衆警備なども考慮してもらいたい。

(6) 日本大使館

阿曾村邦昭大使を表敬訪問し、以下のような説明を受けた。

近年の経済的困難と貧困の増加を背景に、凶悪犯罪が増加する傾向にある（特に週末にはカラカス市内で殺人事件が20ないし30件発生する。）。

ヴェネズエラの公務員の52%は女性であり、裁判官に至ってはその83%が女性である。

ヴェネズエラの警察官については働く意識が低いと言われている。給料の額もそれほど高くなく、採用される者の質が必ずしもよいとはいえない。また、警察官が犯人に対しやたらに発砲するので、少々の被害であれば警察を呼ばない方がむしろ安全であるとも言われている。

弁護士殺害に警察が関与していたという事件があり、幹部が引責して辞職したが、それ以上、刑事事件として追及されることはなかった。また、タイムの記事で報道されたように、カラカスで警察が被疑者を車に乗せて連行するときにはその被疑者が生きていたのに、車から降りてきたときにはすでに死んでいたという事件があり、問題になっている。これは、犯人側と警察との間で銃撃戦があり、それによって、警察官が撃たれたことの報復であるとされている。

司法の内部でも汚職があるとされており、弁護士は、裁判官を抱き込むか、これが奏功しなければ脅しにかかるという。なお、裁判官の任命権は議会が有している。

(7) カティア刑務所 (Reten Catia)

ア カティア刑務所のアーヴィング・ベタンコート・コエリョ所長（弁護士の資格をもっている。）に面談した上、同所長の案内で刑務所内を見学した。同所長の説明内容は以下のとおりである。

刑務所の収容定員は800人であるが、現在約1700人を収容している。うち未決は1500人であり、残りが既決の被収容者である。職員数は約150名である。

刑務作業に対しては法務省の方から被収容者に対価が支払われる。2日まじめに働くと1日減刑されるシステムをとっている。

1か月6万ドルの予算が刑務所に支給されるが、その80%は被収容者の食費となっている。それでも、被収容者の不満は、食事と面会に因してである。

所長自身が受け取る月給は15万ボリバル（約3万円）であり、弁護士をしていたときの方が収入額は高い。

イ カティア刑務所に向かう途中、ラプランタ刑務所（当初、調査団の見学が予定されていた。）の側を車で通過したが、付近には人だかりがあり、異常事態が発生したと推察される状況であった。後刻、同刑務所内で暴動が発生し、その際、収容施設の一角で火災が生じ、そのため、およそ30人の被収容者が死亡するという事件が発生したことが判明した（参考資料5）。

(8) 司法警察 (Cuerpo Tecnico de Policia Judicial)

法務大臣の指揮監督下にある警察であり、刑事事件の捜査と取り調べは専ら司法警察がこれを担当している。組織上は法務省に属するが、その捜査活動は、裁判所のために行われている。証拠収集をする権限があるが、裁判所の具体的指揮に従っている。

カラカス市内には本部と11の支所があり、本部は重罪事件を、支所は軽罪事件をそれぞれ取り扱っている。また、地方には75の警察署が置かれている。被疑者の尋問も行うが、その際、弁護士の立会いは原則としてできない。ただし、薬物事犯の場合のみ立会いが許される。

逮捕された被疑者は、警察の下で最長8日間身柄を拘束され、裁判所に送致される。そこで最長8日間さらに身柄拘束され、その間に事件を公判に付するか否かの決定がされる。

司法警察がインターポールとの連絡の窓口になっている。逃亡犯罪人引渡し条約はアメリカ、コロンビア、ヨーロッパの国など11か国と結んでいる。自国民の引渡しはしない。

(9) 内務省警察 (Dirección de los Servicios de Inteligencia y Prevención)

本来の任務は治安維持のための情報収集活動である。国際的な麻薬事犯の取締り、摘発にも関与することがある。しかし、アメリカのDEAが内務省警察の警察官を買収したりしたため、約2000人の者が解雇された。

3. 両国の刑事司法をめぐる諸情勢

(1) 司法改革

1) ベルーにおいて頻繁に聞かれたのは、裁判官の報酬が低く、それにもかかわらず事件の負担が大きいということである。また、帰国研修員の中でも現職の裁判官及びかつてその職にあったものから説明を聞くと、その地位が必ずしも安定しておらず、比較的容易に身分を失う危険性があるとの印象を受けた。複数の帰国研修員が、日本における裁判官の任用制度について関心を示していたことも無関係ではない。このような状況の下で、裁判官に廉潔性の保持を求めるのは並大抵のことではない。裁判官が賄賂を受受したり、また、裁判が遅延するという事態を改善してゆくためには、司法に携わる者の身分保障を充実させてゆくことが必要であろう。

2) ヴェネズエラにおいても、司法改革が焦点になっている(参考資料6)。紛争の解決を司法に委ねるには高額の費用と長期の時間がかかり、かつ、その結論は経済力と政治に偏ったものとなると言われ、新聞の報道では、裁判費用が高いために国民の75%が司法に訴えることができないとの意見が紹介されている(参考資料7)。また、全国の1300人の裁判官と1万5000人の裁判所職員が総額1000万ドルの給与支払遅延に基づき、ストライキに入ったとの新聞報道にも接した(参考資料7)。このように司法に関する問題が国民の関心を集める状況の下で、司法制度の近代化と効率化を推進する改革が議会で議論される段階に至っている。

その具体的内容は次のようなものである。

第1に、世界銀行から受ける6000万ドルの資金により、裁判所は、事件処理のコンピュータ化など、設備の近代化を図るといふ。

第2に、刑事法を改正して、書面中心主義から口頭弁論主義への移行を実現させ、それによって裁判の迅速化を図るといふものである。現行の刑事手続は、被疑者の検挙、司法警察による捜査、検察による審査と書類の裁判所への送致、予審判事による捜査と公判に付するか否かの決定というプロセスを経て、裁判所の事実審理に入るといふ経過をたどる。これは、捜査機関による捜査、予審判事の捜査・審理、

裁判所の実事審理の3段階に分かれる典型的なフランス法系の刑事手続である。予審までの手続は非公開であり、全体を通じて、糾問主義、書面中心主義である。この現行の手続について、予審制度を廃止し、口頭弁論主義を採用する案を検討している。

これに伴い、検察の職務権限・義務が大きく変容を受ける。これまで、検察官は事件の記録だけを審査し、当該刑事手続について関係法令が適正に適用、遵守されているか否かという観点から事件を審査し、公益の代表者として捜査機関のみならず、被疑者の利益のためにも行動すべきものとされていた。しかし、予審手続の廃止に伴い、検察はむしろ訴追機関として強く位置付けられ、独立した起訴権限を与えられる。また、捜査を実効あらしめるため、これまで裁判所の指示で動いていた司法警察を検察が指揮するようになるという。さらに、予審という非公開の裁判手続を廃止するのみならず、一般人2名を参審員として公判の審理に参加させる参審制を導入することも議論されている。これらは、1975年に予審制度を廃止したドイツ法の改正を参考にしているものである。

さらに、薬物事件のための特別な手続、そして薬物事件を専門に取り扱う裁判所を創設することも考慮されている。

(2) 過剰収容及び施設内処遇の改善

ペルー及びヴェネズエラの両国において、矯正施設の過剰収容、設備の劣悪さが目立つ。過剰収容の点では、未決の被収容者の割合が高く、これは、身柄拘束が認められる基準が緩やかであることと裁判が遅延していることが大きな理由であろう。

施設の物的設備をみても、単に収容しているといった印象を受け、職業指導も一部では行われてはいるものの、その対象とされる被収容者の数が少ないと感じられた。しかも、矯正施設の職員による腐敗が少なからず存在し、例えば、外部との物品のやりとり（食べ物、麻薬）や面会について、便宜を図ることを謝礼として賄賂が支払われるという。

このような状況は、法務省矯正局のみの努力では解決できるわけではなく、警察、検察、裁判、矯正及び保護の各機関が、統合的に解決策を見いだしてゆく以外に方法はない。その点、この問題を打開するために、日本において採られている各種の刑事司法上の施策、例えば、起訴猶予、執行猶予、施設内処遇、保護観察などが参考になると思料される。

(3) 薬物

南米においては、薬物の密売には刑事罰が課されるが、薬物の自己使用者は処罰の対象とはされていない。むしろ病人あるいは被害者として医学的、心理学的な治療を受けさせるという法制を採っている国が多い。民間の協力を得た社会適応のプログラムの方が薬物乱用を罰するよりも効果的であるとされる。今回訪問したペルー及びヴェネズエラにおいても、基本的にこのような考え方に立っている。この点、薬物の自己

使用を刑罰の対象として規定し、自己使用者の規範意識を高め、薬物の需要を抑制することによって、供給を断つという考え方をとる日本又は多くのアジア諸国との間で顕著な差異がある。

ペルーにおいては、1988年の新麻薬条約で規定された犯罪行為についての多くを国内法で処罰の対象としている。しかし、伝統的にコカを栽培することは合法であるとされ、コカ茶を飲むことが人々の歴史の一部になっていることもあって、コカの世界一の生産国となっている。他方、薬物密売組織のリーダー及びテロリストの活動に資金提供するために薬物を密売した者に対しては、厳重な処罰を予定しており、無期懲役が課され得る。

實際上、どのようにして自己使用者と密売者と区別しているのかが当然起こり得る疑問である。ヴェネズエラでは、被疑者が2グラム以下のコカイン、20グラム以下のマリファナを所持していた場合、自己使用者か否かの検査が行われる。検査の結果、陽性であれば自己使用者として保護され、治療施設へ送られる。これに対し、陰性の場合、密売者として刑事手続に付される。2グラムを超えるコカイン、20グラムを超えるマリファナを所持していた場合には、密売者とみなされて処罰される。

(4) テロリズム

ペルーでは1980年から90年にかけてテロが横行し、最も代表的なセンデロ・ルミノソと呼ばれるグループ（毛沢東思想を支持する。）のテロ行為により、約2万1000人も政府関係者、民間人が命を落としたと言われている。日本との関係でいえば、農業技術指導のJICA派遣専門家3名がテロ集団に襲われ、殺害される事件が1991年に首都リマで発生している。このようなテロ行為によってもたらされた経済的な被害は計り知れない。

刑事司法機関においても、例えば、警察においてはテロリストとの争いによって約400人も犠牲者が出たと言われ、警察官に恐怖心や心理的問題を引き起こしている。裁判所においても、特に裁判官は危険な立場にあり、もしテロリストを刑務所に送れば今度は自分や家族の命が狙われることになる。刑務所においても、暴動が引き起こされている。例えば、ルリガンチョ刑務所では、1985年に起きた暴動で350人の被収容者が死亡した。

ペルーでは、テロリストの刑事事件については特別の手続が規定されている。例えば、以下のとおりである。

ア 身柄拘束を受けた被疑者の事件は24時間以内に裁判官の下に送致されなければならないが、テロリストの事件については15日間の猶予がある。

イ 事実審理を担当する裁判官はその名前を明かすことはなく、各自が秘密のコード番号をもち、審理に際しては覆面をかぶって法廷に臨む。これは裁判官の保護を目的としており、そのような裁判官は「覆面裁判官」とか「顔のない判事」と呼ばれている。

ウ テロ活動のリーダーは、国家への反逆行為として、20年以上の拘禁又は終身刑

に処せられる。

エ 裁判官は、テロ行為又は国家への反逆行為によって訴追された者については、被告人不在で判決ができる。

オ テロリストの重大事件については、軍事法廷の匿名裁判官によって、迅速に審判されなければならない。

カ 拘禁されているテロリストについては、1か月に1回、30分間、2名以内の家族のみが面会を許される。

4. 結論

研修の内容充実を図るためには、各国の刑事司法制度の運用とそれが抱えている様々な問題点を正確に把握することが不可欠であるが、今回のフォローアップ調査により、ペルー及びヴェネズエラ両国の刑事司法制度の概要及び運用の実情、問題点、その中における犯罪防止コースの研修参加者の活躍、研修に対する意見・要望などについて、極めて有益な情報を収集することができた。これは、現地に赴かなければ得ることができない貴重なものである。

このようなフォローアップ調査の結果を参考として、今後、JICA及びアジ研がその運営上留意すべき事項としては、次のような点が上げられる。

(1) 新たな研修、技術協力

南米の多くの国では、一部の者しか英語を用いず、今回のフォローアップ調査においても、スペイン語による研修があればよいとの要望が至るところで聞かれた。現地において優秀な人材であっても、また、犯罪防止コースの研修に興味があっても、JICAがアジ研と共同して実施している現在の研修では語学が障害になって参加することができない場合があるとの指摘を受けた。

また、司法制度の改革、裁判の遅延、刑務所における過剰収容、効果的な犯罪者処遇の問題など、刑事司法機関全体が取り組まなければならない課題について、この分野における日本の専門家を長期間派遣するなどして、現地の専門家とチームを組んで日本側の技術が得られるようなプログラムを望む声もあった。

さらに、今回のフォローアップ調査に際し、ペルー及びヴェネズエラの両国においてセミナーを実施し、北田団員が「刑事司法の分野における国際協力」、高橋団員が「日本における麻薬犯罪の現状と対策」と題する発表（参考資料8）をし、それぞれ質疑応答をしたが、参加者からはそのセミナーについて満足すべき評価を受け、好評であった。

このように、わが国がペルー及びヴェネズエラの両国に対し、今後刑事司法の分野において貢献できる具体的諸課題がある上、これら相手国の要望もあることから、現地へ刑事司法の専門家を派遣したり（司法制度の整備に関する支援、矯正施設建設とその管理・運営方法に関する技術移転）、犯罪防止及び犯罪者処遇に関するセミナー（近隣諸国から参加者を募る第三国研修、あるいはアジ研から専門家を派遣するジョイント・セミナー）を実施したりするなどして、これらの国の要請に応える方策を実現することが望ましい。

(2) 研修テーマ

司法制度の改革が現実に取り上げられている。すなわちペルーにおいては、迅速な裁判と腐敗防止、ヴェネズエラにおいては書面主義から口頭弁論主義への移行、検察官の役割と機能などが焦点になっている。

また、矯正施設における過剰収容は大きな問題であり、特に未決の被収容者の比率が高い点に照らすと、単に矯正施設、人員の増加を図ればよいとはいえない。被疑者の身柄拘束、捜査、起訴・不起訴の手続、裁判、矯正処遇、社会内処遇など刑事司法全体が意識して取り組むべき問題である。

薬物犯罪、テロリズムなども深刻な問題である。

犯罪防止コースにおいては、このような現実を直視した研修テーマの設定を今後とも行ってゆく必要がある。

(3) フォローアップの意義・重要性

帰国研修員は、本研修の同窓生としての誇りを持ち、国内の刑事司法の改善、発展に寄与しているばかりでなく、国際的にも他国の同窓生や研修実施機関であるアジア研スタッフと連絡をとり、国際協力の担い手となっている。彼らは、日本の刑事司法の進展にも関心を抱いており、また、自ら習得した知識をリフレッシュしたいと考えている。

このような要望に応えるためには、JICAやアジア研が帰国研修員の同窓会設立及びその維持を援助することが必要である。出版物、文献等の資料もできる限り送付して、情報を提供することが望ましい。

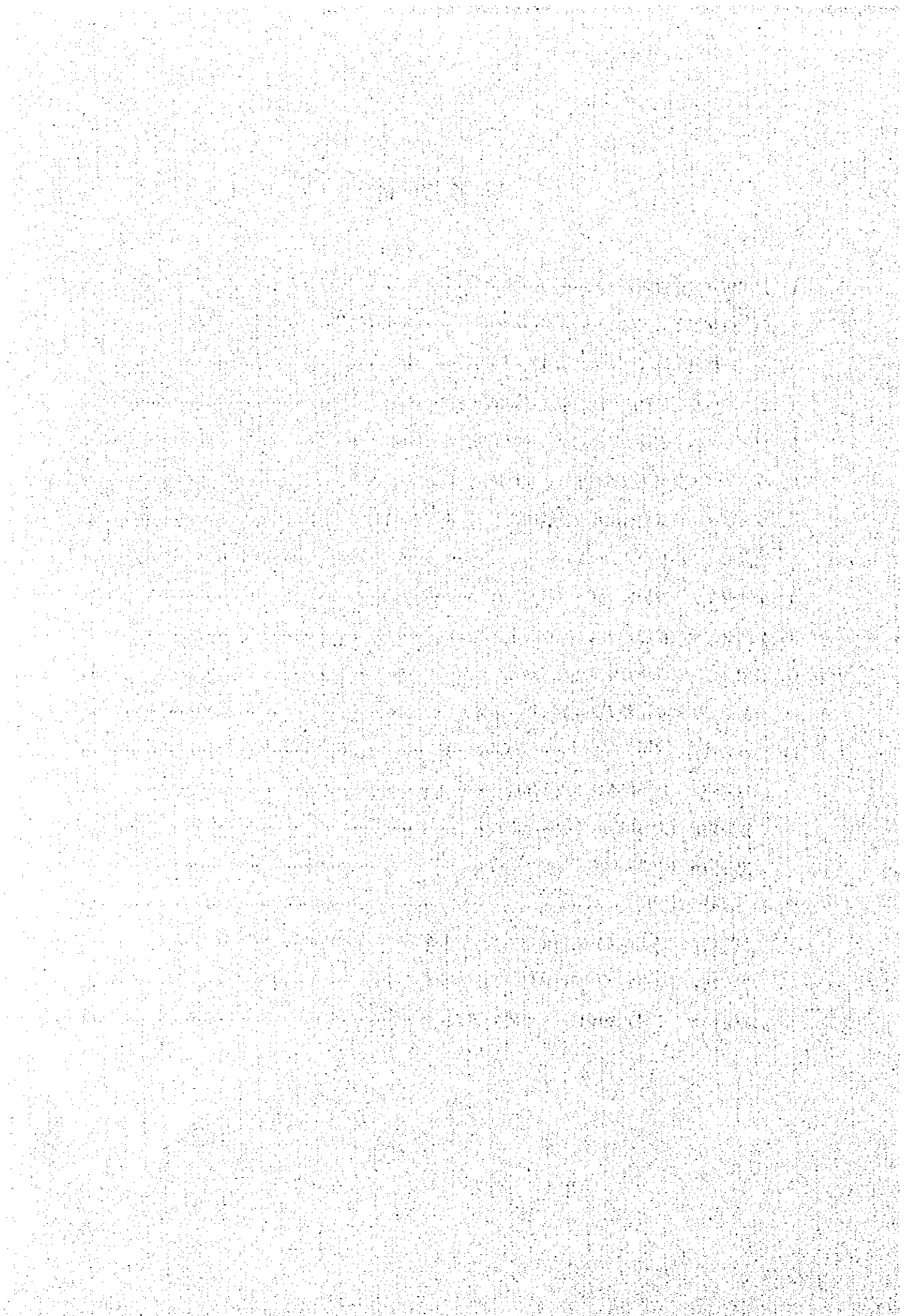
また、JICA及びアジア研からフォローアップの調査に赴くことが有益であることはいうまでもない。

(4) 研修員の選定

ペルー、ヴェネズエラ両国において、国際協力の窓口機関を訪問し、どのような過程を経て参加者が選定されるのかを知ることができ、また、犯罪防止コースの研修の意義を伝えることができた。また、刑事司法の機関であっても、上記研修の存在を十分に意識していないものがあつたが、今回のフォローアップ調査によって、そのような機関に対しても上記研修及びJICA及びアジア研の存在意義や役割を十分に認識してもらうことができた。したがって、今後、研修内容に応じた研修員の選定が期待される。

参 考 資 料

1. 帰国研修員宛質問表	27
2. 帰国研修員名簿（ペルー）	42
3. 帰国研修員名簿（ヴェネズエラ）	43
4. 調査団ペルー刑務所訪問記事（1996年10月18日官報）	44
5. ヴェネズエラ刑務所暴動記事（1996年10月23日新聞）	45
6. ヴェネズエラ司法改革記事（1996年10月23日新聞）	46
7. ヴェネズエラ裁判費用及び裁判所ストライキ記事（1996年10月23日新聞）	47
8. 公開セミナーレジメ	48
9. 公開セミナー参加者リスト（ペルー）	70
10. 公開セミナー参加者リスト（ヴェネズエラ）	79
11. 公開セミナー参加者受講証書（ペルー）	81
12. 公開セミナー参加者受講証書（ヴェネズエラ）	82
13. コース概要	83
犯罪防止（矯正保護）平成8年度	84
犯罪防止（刑事司法）平成8年度	89
犯罪防止（上級）平成8年度	94
14. 研修員受入れ実績	98
犯罪防止（矯正保護）昭和40年～平成7年度	99
犯罪防止（刑事司法）昭和44年～平成7年度	100
犯罪防止（上級）昭和44年～平成7年度	101



参考資料 1. 帰国研修員宛質問票

QUESTIONNAIRE (1)

To the Ex-Participants in the Group Training Course
in Crime Prevention

at

Hachioji International Training Centre (HITC), JICA

and

The United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the
Treatment of Offenders (UNAFET)

A Follow-up Team will visit you with the purpose to

- (1) see how you are getting along nowadays and ask you to what extent could the course actually give impact on your duties, and
- (2) know your problems and the needs in this field so as to seek ways to improve the course and our Follow-up Services, and also
- (3) hold a discussion meeting on matters important to you after observing the present situation in the field.

Accordingly, we appreciate greatly your cooperation in answering the following questions. (Please write in block letters or typewrite.)

1. GENERAL QUESTION

1-1. Full Name : _____

1-2. Office Name : _____

Office Address : _____

Telephone Number : _____

Fax Number : _____

E-Mail Address : _____

1-3. Year of Participation : _____

1-4. In which course / seminar did you participate ?

1-5. Employment Record after Completion of the Group Training in Japan

Duration	Position	Organization

1-6. Please write a chart of your present organization, indicating the position you currently hold.

(If available, please attach an organization chart indicating the number of personnel in each section, division and department.)

Organization Chart

1-7. Please briefly describe your duties in the present post.

1-8. Please describe any advice you need in connection with the criminal justice field.

1-9. If you are facing any professional problems and difficulties at present, please describe them.
(Your Professional Problems and Difficulties)

2. QUESTIONS ON THE GROUP TRAINING IN JAPAN

2-1. Please describe the cases, if any, in which your experience in the training has been especially useful for your work.

(Cases)

2-2. Have you ever had any opportunity to disseminate what you acquired in the training. If yes, please describe it.

(Opportunity)

2-3. What do you think was the most useful program in the training you participated?

Choose one among the following items and give subjects and reason.

- () lecturers
- () group workshops
- () observation visits and trips
- () others (if any, please specify)

Subjects and Reason:

2-4. How is your training in Japan appraised in your organization?
Please state if there are benefits you have received from
your organizations and others.
(Benefits)

2-5. Please state the procedure for applying for the training.
(Procedure)

2-5-1. How were you selected by your department?

2-5-2. How did you learn about the training program?

2-5-3. Who had authorized your participation in the training ?

2-5-4. Did you find any difficulties in your application procedure and from the department from your country ?
If any, please comment on it.

2-6. Have you attended any other training course in your country or abroad ?

If yes, please answer the following items.

Duration of The Course	Institutes / Place	Theme

3. IMPROVEMENT OF THE GROUP TRAINING IN JAPAN

**3-1. Do you have any proposal and/or suggestion on the following items for the future improvement of the training?
(Proposal and/or Suggestion)**

3-1-1. Duration

3-1-2. Lecture

Lecturers, Textbooks and reference material

3-1-3. Practice

Professors, Facilities, Equipment and Materials

3-1-4. Curriculum

3-1-5. Level of Participants (post, age, experience, etc.)

3-1-6. What subjects should be added to the training ?

3-1-7. Others

4. AFTER-CARE SERVICE FOR THE EX-PARTICIPANTS

4-1. Do you have any opinion or request for the following services being conducted by JICA?

- A service, in which JICA dispatches the follow-up team for the existing technical needs.
- A service, in which JICA provides the ex-participants with the technical information and literatures.
- A service, in which JICA mails out the magazine named "KENSYUIN" to the ex-participants for the duration of two years.
- A service, in which JICA assists the ex-participants in organizing and operating JICA Alumni Association.

4-2. You have any relationship with Japanese nationals officially or personally?

**4-3. JICA Association was organized in your country.
Are you a member of the Association ?**

Yes

No

QUESTIONNAIRE (2)

(to be filled up by the Office of ex-participants)

One of the purposes of dispatching the follow-up team is to collect data and information for the improvement of future courses.

So, it would be much appreciated if your office would kindly fill up this questionnaire, in regard to the training course in "Crime Prevention" conducted in Japan.

1. Questions on your institution

(1) Type of your institution (Please pick one)

- a) Governmental ()
- b) Semi-governmental ()
- c) Private ()
- d) Others ()

2. Outline of your institution

a) Name and Address of Head Office: _____

b) Year of Establishment: _____

c) Number of Employees: _____

3. What is the criteria for selecting candidate(s) for this course?

4. What kind of report is a trainee required to submit to your office, after completion of the training in Japan ?

5. How does your office evaluate the training course ?
Please pick one

Very beneficial to the office ()

Fairly beneficial to the office ()

Not so beneficial to the office ()

6. Do you think your participation in the Course has brought any benefits to your institution ?

If yes, please describe these benefits.

7. Please give us any comments / suggestions for the improvement of future training courses in the future.

8. Has your office sent staff to any other countries for training in the field of criminal justice ?

Country(s) _____

9. Do they have any foreign aids (technical, financial, etc.) ?

If yes, please describe what benefits they are.

Thank you for your kind cooperation

參考資料 2. ペル - 帰国研修員名簿

Country	Name	Address, Position	Year	Status/Course
Peru	Mr. Carlos Castillo Rios	Asesor Instituto Nacional de Bienestar Familiar (INABIF) Av. San Martin 685 Pueblo Libre, Lima	1965	10
Peru	Mr. Reinaldo Antonio Martin Figueroa	Alfonso Ugarte 480, Magdalena, Lima	1980	54
Peru	Ms. Gina Norry Portugal Hidalgo	Provisional Judge 2nd Civil Judgeship Poder Judicial Av. Paseo de la Republica s-n-Lima I	1982	61
Peru	Ms. Elena Esther Salguero de Guzman	Vocal Superior Poder Judicial Av. Paseo de la Republica s-n Lima	1983	64
Peru	Mr. Moises Panloja Rodolfo	Vocal Superior Poder Judicial Av. Paseo de la Republica s/n Lima I	1984	65
Peru	Mr. Alejandro Rodriguez Medrano	Vocal Superior Av. Paseo de la Republica s-n Lima I	1984	67
Peru	Mr. Dennis Chavez de Paz	Deputy Director of Judicial Statistics, Supreme Court of Justice Palacio de Justicia -2do Piso- Oficina 208 Av. Paseo de la Republica 2da Cuadra s-n, Lima I	1985	68
Peru	Mr. Luis Lamas Puccio	Asesor del Ministerio de Justicia Av. Emancipacion y Lampa Lima I	1986	71
Peru	Ms. Irene Chavez Gil	Juez en lo Penal Poder Judicial Av. Paseo de la Republica s/n Lima I	1986	72
Peru	Mr. Jorge Chang Mont	Secretary, Superintendencia de Banca Y Seguros, Jr. Huancavelica 240, Apartado 775 Lima I.	1986	73
Peru	Mr. Orlando Tafur del Aguila	Asesor Penal, Consejo Supremo de Justicia Militar Av. Arequipa 310, Lima	1987	74
Peru	Mr. Alfredo Ferreyros Paredes	Vocal Superior Poder Judicial Av. Paseo de la Republica s-n Lima I	1987	75
Peru	Mr. Francisco Arca Patino	Estudio F. Arca. Abogados (Law Firm) Partner, Trinidad Moran 1235 Lima 14	1987	77
Peru	Mr. Juan Carlos Sotiappa Pietra C.	Director Association de las Ciencias Siciales Victor Braunl 139 Urb. Sta. Catalina La Victoria, Lima. 13	1989	82
Peru	Ms. Lina Mercedes Munoz Rodriguez	Judge in Criminal Matters Lima District Court Palacio Nacional de Justicia, Paseo de la Republica Lima	1991	87
Peru	Ms. Rosa Isabel Alva Vasquez	Director Executive of Justice General Direction Ministry of Justice Entre Jr. Lampa Y Cuzco S-N Piso 12, Ministerio De Justicia Lima	1992	90
Peru	Ms. Ana Marina Santa Cruz Villanueva	Public Prosecutor, Public Ministry, Bolivia Avenue 1st. Block	1983	93
Peru	Ms. Beatriz Mercedes Arenas Alvarado	Judge, Judicial Power, the Superior Court of Lima, Au Hollivar 369 Lima 21	1994	98
Peru	Mr. Jose Miguel La Rosa	Superior Judge, Corte Superior de Justicia de Lima, Segunda Sala Penal. Av., Paseo de la Republica S/N, Lima-1, Palacio de Justicia, Lima, Peru	1995	101
Peru	Mr. Americo Carlos Caceres Mari	Chief of Planning Department, Planning Division, Peruvian National Police, Ministry of Interior, Av. Corpac s/n San Isidro, Lima, Peru	1996	103

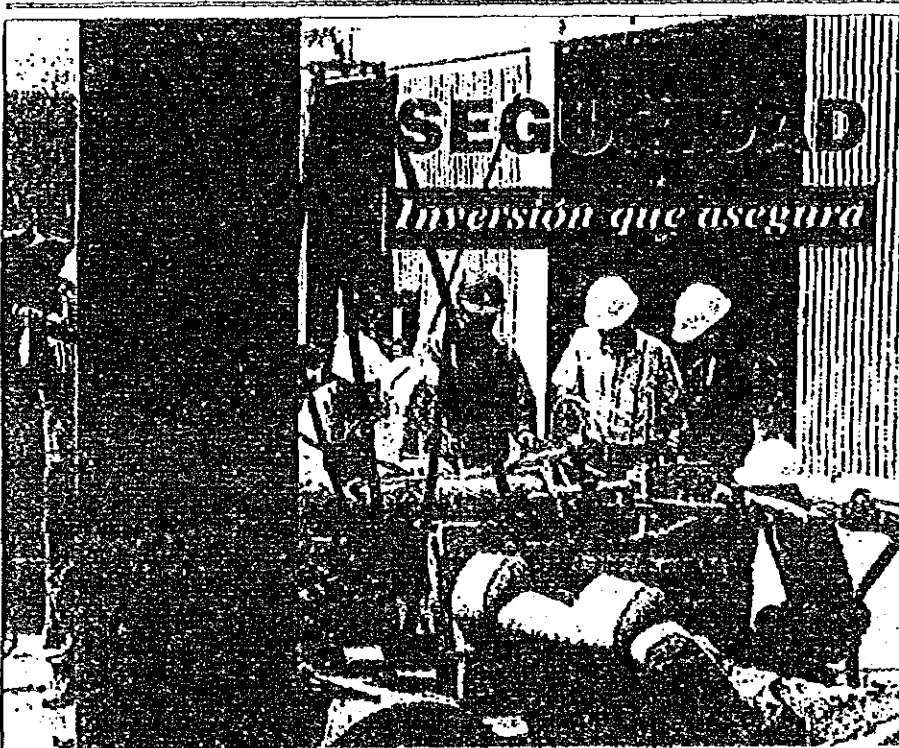
ベネズエラ帰国研修員名簿

Country	Name	Address, Position	Year	Status/Course
Venezuela	Ms. Arminda Oquendo Romero	Jefe de la Division de Investigacions Criminologicas Direccion de Prevencion del Delito Ministerio de Justicia Torre Norte, Piso 28 Centro Simon Bolivar, Caracas	1987	74
Venezuela	Mr. Carlos Jose Romero Curzo	Supervisor Lagoven S.A. Filial de Petruleos de Venezuela Apt. 889, Caracas 1010-A	1990	86
Venezuela	Mr. Otoniel Jose Guevara	Chief Inspector Ministry of Home Affairs Challe La Colina, Edif. Disip, Direccion De Personal Los Chaguaramos, Caracas	1992	90
Venezuela	Mr. Mauricio Arturo Salas Perez	Comisario Division Aerea Direccion de Los Servicios de Inteligenciay Prevencion Commissioner of DISP, Calle Las Colinas Edif Las Brasas Central DISIP Los Chaguaramos Caracas	1993	95
Venezuela	Mr. Edgar Alejandro Vivas Romero	Inspector, Metropolitan Police, D.F. Parroquia San Jose, Avenida Principal de Cotiza, Comandancia General de la Policia Metropolitana, Caracas	1994	96
Venezuela	Mr. Francisco Ignacio Romero Ramirez	Director, Crime Prevention Division, Carabobo State Government, Valencia, Carabobo	1995	99
Venezuela	Mr. Miguel A. Mora Colmenares	Defender in Charge of Criminal Cases, Escritorio Juridico "Dr. Angel Biaggini Lopez", Septima Avenida, Edificio Occidental, Piso 8, Oficina 802, San Cristobal Estado Tachira, Venezuela	1995	101
Venezuela	Mr. Odalis Caldera Salcedo	Chief of Drug Division of Technical Corp. Judicial Police, Alcabala A Campo Elias, Edif. Paris Piso 8, La Candelaria, Caracas, Venezuela	1996	102

DESTACO ESFUERZO DEL GOBIERNO POR MODERNIZAR EL SISTEMA PENITENCIARIO

Fiscal supremo del Japón visita el Perú

► Ayer estuvo en los centros de rehabilitación y readaptación de Lurigancho, San Jorge y Santa Mónica



Seguridad
en la electrónica,
las comunicaciones,
los valores,
la industria,
las instalaciones
y como protección
personal.

Suplemento Especial
El Peruano
Diario Oficial

*Obtenga mínimos riesgos
en sus operaciones y proteja
los diferentes procesos de
su empresa.*

Fecha de publicación: viernes 25 de octubre

► El fiscal supremo del Japón, Tetuhit Ishikawa, quien cumple una visita oficial en nuestro país, destacó ayer el gran esfuerzo que realiza el Gobierno peruano por modernizar el sistema penitenciario e impulsar la reforma del Poder Judicial, con la finalidad de que la administración de justicia sea un instrumento eficiente en el Perú.

Fue después de visitar en compañía del director del Instituto Nacional Penitenciario, general FNP (r) Juan Nakandakari, los establecimientos penitenciarios de Lurigancho, San Jorge y Santa Mónica, ubicados en la capital.

La comitiva estaba integrada también por los ciudadanos japoneses Mikioo Kikada (subdirector de Prevención de Delitos y Tratamiento de Infractores de las Naciones del Asia (Unafci)), Yuzuru Takahashi (jefe de la División de Capacitación de Unafci) y Kanahiro Hirochi (funcionario del Centro de Capacitación Internacional Hachioji IICA).

Ishikawa dijo que es una medida positiva que en el Perú se haya establecido un nuevo concepto en el tratamiento de los internos de los establecimientos penales, basado en la concepción de brindar una educación para el trabajo, pues ello permitirá que su reincidencia a la sociedad sea exitosa.

Asimismo, hizo hincapié en que es necesario que la administración de justicia sea más rápida y eficiente, pues en la actualidad cerca del 60 por ciento de la población penal -estimada en 22 mil reclusos- aún se encuentran en calidad de inculcados.

Ishikawa dejó entrever la posibilidad de que el Japón coopere con el Perú en materia de la reforma judicial y equipamiento de los 88 establecimientos de readaptación social.

Tras recorrer los tres centros de readaptación social de Lima, Ishikawa expresó que había quedado impresionado por la puesta en marcha del proyecto denominado Proyección del Interno a la Sociedad.

En el establecimiento para procesados primarios San Jorge observó, precisamente, la sesión en la que un grupo de internos llamaban a la reflexión a los estudiantes de un colegio nacional, para que no participen en actos delictivos y tampoco sean víctimas del uso indebido de drogas.

En tanto, en el penal de Lurigancho y Santa Mónica visitó los talleres de computación, carpintería y costura, donde los internos son capacitados en una serie de oficios. Se entrevistó, asimismo, con los magistrados de las salas de juzgamiento especial implementados en esos centros.



Fiscal supremo del Japón, Tetuhit Ishikawa

Fire in La Planta jail leaves 30 inmates dead

By Paul Hughes

Reuter Correspondent

At least 30 inmates of a Venezuelan jail were burned to death on Tuesday in a fire apparently caused by tear gas canisters fired by guards, prison officials said.

The prisoners refused to allow the charred bodies of dead inmates to be removed until the fire was investigated. More than 10 hours after the fire had been put out, prison officials were still trying to determine exactly how many had died in one of Venezuela's worst prison tragedies.

"We are making a list ... There are about 25 to 30 dead... There are burned bodies on top of each other," National Prisons Director Antonio Marval told reporters outside La Planta jail on the southwestern outskirts of the capital.

Human rights activists and some officials earlier said the death toll could be as high as 40.

The fire started when National Guardsmen closed off a wing of the prison and used tear gas on the inmates, Marval said. "We could be talking about murder here," he added.

A Reuters photographer who entered the cramped and blackened area where the fire occurred counted more than 20 bodies, many of them burned beyond recognition.

Several prisoners had tried in vain to escape the flames by hiding under beds.

Others were fused together from clinging to one another as they waited to die. Prison inmates insisted that the guards had started the fire without cause and refused to allow the bodies to be removed until the press had seen what had happened and the National Guard had left the jail.

Three guards involved in the incident had already

been identified, said Marval.

It was not immediately clear why the guards locked up the prisoners or how the tear gas canisters started the fire.

"It has to be studied. But it wouldn't make sense for the prisoners to start the fire themselves unless they wanted to commit suicide," Justice Minister Henrique Meier told Reuters in a brief telephone interview.

Outside angry family members clashed briefly with police who fired several tear gas canisters into a crowd of about 100 to prevent them from approaching the prison.

"They haven't told us anything. We want to know what has happened to our relatives. We are desperate," one woman told the Globovision television station.

Prisoners waved shirts and knives through the bars and held signs which said: "The guards are killing us." Hours after the fire several gunshots were heard from inside the prison and there were reports of several prisoners with bullet wounds.

Venezuela's overcrowded and decaying prisons, where arms and drugs are widely used, are frequent scenes of violence between inmates and clashes with guards.

"One of the problems in our prisons, apart from the overcrowding, is the excessively hostile treatment by some guards," said Meier, who was openly critical of the National Guard's actions.

The tragedy at La Planta would be the worst in Venezuela's jails, since about 120 prisoners were burned or hacked to death with machetes during a gang fight at the Sabaneta jail in the western city of Maracabo in January 1994. La Planta was built for 300 prisoners, but currently holds about 900.

Judicial reforms march on two fronts – Gisela Parra

By Daily Journal Staff

Two legal reform projects currently underway will modernize and streamline the ineffective national justice system, Magistrate Gisela Parra told The Daily Journal on Tuesday.

One matching-fund project, funded in part by the World Bank, aims to computerize existing tribunal offices and build new ones, which will eliminate the endless paperwork currently crippling justice administration. The second project, initiated by congress and funded by the national government, will transform the penal code to introduce oral trials.

The World Bank project, signed in 1993 but paralyzed during 1994, due to financing problems, is just starting to get off the ground. "We had to convert the money into public debt bonds, which caused negotiating setbacks. We also encountered budgetary problems; to pass the

law this year we were using last year's budget, which wasn't sufficient."

Concerning the penal code, in addition to transforming it from written to oral, Congress will allow civic group involvement and make proceedings public, stated Parra. "This will bring many advantages; the current system contains a type of closed indictment that will disappear under the new project. Also, private proceedings will be made public." Parra explained that these reforms would limit the ability of individuals to manipulate legal proceedings.

Under the new code, civic groups will elect two judges to work with the one appointed by the court. Although the final decision will be made by the court judge "at least civic associations will actively participate in the process thereby making it more transparent."

The magistrate stressed the urgency of passing the

bill. "It's highly important that we pass the law early next year, allowing it to be put in practice during 1998."

Although different organizations head each project, they are both intimately related. To put the new penal code into practice, for example, the tribunals will need to be physically reconstructed, explained Parra.

"Tribunals, designed for single person proceedings, will need space set aside for the audience ... in this way, the World Bank project collaborates directly with reforming the penal code."

To clean the system of corrupt and incompetent judges "the president has proposed a series of meetings with everyone involved, the Supreme Court and Congress, to rapidly find a legal solution. Unfortunately there are some judges who shouldn't be there; for the modernization process to take off we need trustworthy people in all areas."

75% of Venezuelans have no recourse to justice system

By Peter Millard
Daily Journal Staff

Venezuela must guarantee equal justice to strengthen democracy, said Foundation for Thought and Action president Eduardo Fernández on Monday.

"A person needs money to go to the courts ... 3/4 of Venezuelans have no access to the justice system because it's expensive," Fernández told reporters at the "Promoting Democracy in Venezuela and Latin America" seminar held in the Tamana-co Hotel.

According to Fernández, high costs are merely one of the problems affecting justice administration; it is also slow and biased. "Justice in Venezuela is suspected of being inequitable for mon-



Eduardo Fernández
tary and political reasons."

To revamp Venezuela's failing justice system, the national government signed a matching-fund agreement

with the World Bank a few years ago that earmarked a total of \$60 million towards legal and structural reforms. Unfortunately, the project has advanced slowly. "The agreement with the World Bank has only completed a tenth of what it set out to do," said Fernández.

He explained that the Supreme Court and Congress needed to work together to complete the project. "The Supreme Court needs to assume an important leadership role by directing its credibility towards justice administration; they have to sack corrupt or incompetent judges and reward the honest and able ones."

If the World Bank sponsored project advances "we will eliminate these long lines of lawyers hampering

every administrative step in Pajaritos through a computerized revolution; Venezuelan justice is still in the 19th century - we have to leap into the twenty first," he claimed.

Congress also plays a crucial role; to push the project forward they have to pass related laws, particularly a new penal code that will transform the prosecution system from a written to an oral form, said Fernández. "They are making positive steps but we need a sense of urgency; the situation cannot go on like this."

In addition to its deteriorated court justice, Venezuela also trails other countries in the quality of social justice. He stressed that "Venezuela is one of the worst countries in the world at distributing income."

Judges and legal workers on strike over pay issues

By Reuters

Judges and legal clerks on strike over pay issues paralyzed Venezuela's justice system on Monday even as President Rafael Caldera summoned legislators to consider judicial reforms.

The country's 1,300 judges and 15,000 support staff were

protesting in an open-ended strike over a delayed salary bonus totalling \$10 million.

Caldera was consulting with Congress and Supreme Court President Cecilia Sosa over plans to reform a justice system that critics say is grossly inept and riddled with corruption.

"Reforms so far have been

timid and not gone to the bottom of the problem," said Congressman Orlando Contreras, president of Congress's judicial reform committee. Judicial reform has become a closely watched issue in Venezuela.

Opposition lawmakers, frustrated with courts that can take up to five years to

try a minor robbery, last week floated a plan that would fire all of the country's judges.

Government officials say Caldera, 60, who has made the fight against corruption a personal goal, may create a Judicial Commission to study and implement possible changes.

刑事司法の分野における国際協力

H. 8. 10. 7

アジア極東犯罪防止研究所

次長 北田幹直

本日は刑事司法の分野における国際協力という題の下に以下の2点話したい。

まず、第1は、国際協力の一環としてアジ研が行っている開発途上国の刑事司法関係者の人材育成を目的とした技術協力について。さらに第2番目の話題として、薬物犯罪等個別の刑事事件に関連して行われる国際協力、具体的には捜査共助及び逃亡犯罪人の引渡という形での国際協力の現状について話したい。

第1 刑事司法分野の技術協力による国際協力

1 アジ研の沿革

設置根拠：国連と日本国政府の間の協定

アジ研は、東京都府中市において国際研修の実施を主要業務としている国際機関。アジア極東地域諸国の刑事司法関係者を対象に、犯罪の防止と犯罪者の処遇に関して国際研修を実施。

その沿革の概略は、アジア諸国の強い要望を受けて国際連合と日本国政府との間で1961年に締結された協定に基づいて翌1962年に発足したものの。

2 組織と業務内容

発足の年から1970年までの間は、国連と日本国政府が等分に予算及びスタッフを提供していたが、1970年以降は我が国が全面的に財政及び人員を負担して今日に至る。現在、アジ研は国連と AFFILIATED、すなわち関連のある Regional Institute と言われている。アジ研と同じ性格の国連関連の地域研修所は、フィンランド（ヘルシンキ）、ウガンダ、コスタリカ、カナダ（バンクーバー）に設けられている。また、ローマには国連直轄の研修所も存在する。

現在、アジ研は法務省法務総合研究所の一部局である国際連合研修協力部が実際の運営に当たっている。現在、国連との具体的関係は、所長人事について国連の事前承認を必要とし、毎年の活動報告を国連に提出することとなっていることが挙げられる。

現在の職員数は、教官は所長、次長を含めて9名、そのうち4名が検事、判事1名、矯正局

出身教官2名、保護局出身教官2名。また、事務職員は20名。

●国際研修と国際セミナー

アジア研では研修とセミナーを年3回行っており、そのうちの2回の研修は中堅幹部を対象として3ヶ月続くもの、もう一つのセミナーは高官を対象に5週間実施されるもの。

実際の研修テーマは、国連の刑事司法の分野での施策を念頭に置きながら、時宜に適したテーマを選択。

最近の例では、昨年4月下旬から5月初旬にかけての第9回国連犯罪防止会議で、我が国の積極的働きかけにより、銃器規制が一つのテーマとして取り上げられたことを踏まえて、今年の1月下旬から5週間にわたって各国高官を対象として実施した第102回国際セミナーでは「銃器規制による犯罪防止」を主要議題としている。

また、現在、今年9月2日から11月22日までの予定で実施している第104回国際研修では本日のテーマと同じく刑事司法の分野における国際協力を主要議題に掲げている。

毎回の研修には海外から約20名前後の参加者がある。今回のコースの参加者は外国から19ヵ国20名（アジア9名、アフリカ2名、太平洋諸国2名、中南米4名）、日本人12名（警察官1、海上保安官1、検事32、裁判官2、矯正職員2、保護職員2、その他法務省職員1）。

アジア研には寮も併設されていることから一つ屋根の下で寝食を共にすることによって連帯意識を醸成して研修効果を高めることができる。このような生活形態がまさに国際協力の原点とも言えるものであり、一つ屋根の下に3ヶ月ないし5週間一緒に住み、同じ食事をし、共に飲みかつ歌うことによって友情、信頼感が生まれ、これが各国間の刑事司法関係者のネットワーク造りに非常に役に立つ。

現在までに日本を含めて合計85ヵ国から合計約2500名の刑事司法関係者がアジア研での研修に参加した。

ちなみに、ペルーからは20名がアジア研の研修に参加し、その同窓生の中にはペルーの現最高裁判所長官が含まれている（ヴェネズエラからは、8名が参加している）。他の国々の研修参加者もそれぞれの国の刑事司法関係機関で重要な地位を占めている。

第2 刑事事件に関する国際協力

1 捜査共助

日本では捜査共助に関する事務は、法務大臣が扱うことになっている。

国際犯罪の増加とともに外国から証拠を入手し、証人を確保するということが極めて重要。外国に存在する証拠や証人を確保するために、捜査共助又は司法共助と呼ばれる手続きが取られる。

(1) 法源その1 — 国際礼让に基づく捜査共助

捜査共助（司法共助）の一つの形態として、国家関係の基本原則である相互主義に基づいて任意の協力として行われるものがある。これは国際礼让に基づくもの。

我が国では、外国から捜査共助の要請を受けた場合にそれに応じるか否かを決定するための要件や手続きを定めた法律として、「国際捜査共助法」という法律がある。

- * 国際礼让に基づく場合、要請に応じる義務は必ずしも存しない。
- * 我が国が要請を行う際の手続きを定めた法律はない。なぜなら主権国家として国際社会において他国の協力を刑事に関し求めることは当然なしうる。

(2) 法源その2 — 条約に基づく捜査共助

捜査共助条約 (Mutual Legal Assistant Treaty)

- * 米国は積極的に推進 — 要請に応じる義務が生じ、かつ迅速になる。

(3) 捜査共助実施の要件（国際捜査共助法）と手続きの流れ

ア 要件

双罰性 (Dual Criminality)

我が国の国際捜査共助法に定められている捜査共助を行うための要件のうち、最も実質的に重要なものは「双罰性の存在」。双罰性とは簡単に言えば、外国が我が国に対して行う捜査共助の要請や引渡請求の原因となっている犯罪が、我が国でも犯罪になるものでなければならないというもの。例えば、韓国では姦通罪が存在するが、韓国の捜査当局が、この罪を原因として捜査共助の要請や犯人の引渡請求を行っても我が国では刑事犯罪ではないため、その要請には応じられないということになる。

* 捜査共助要請で双罰性が問題となった事例 — 米国でやくざが前科なしと申告してビザを申請して入国し、これを公務員に対する虚偽申告罪で訴追し、前科調書を要請してきた事例。

* 世界的に見ると必ずしも双罰性は、捜査共助実施の要件とはされていないように見受け

られる。なぜなら、捜査共助は犯人及び手続関係人の利益のためにも行われるからと言われている。

相互保証 (Assurance of Reciprocity)

このほか「相互主義の保証」も要件となっているが、これは、要請国が、我が国に対して、同種の要請が我が国から相手国に出された場合にはこれに応じる、という国際的約束のこと。

非政治犯 (Non-political Offence)

* 政治犯罪とは何か。

絶対的政治犯罪

革命、クーデター等の陰謀、計画、内乱罪

相対的政治犯罪

上記を実行するための殺人、放火等の暴力犯罪

必要不可欠性 (Indispensability)

イ 手続きの流れ

・我が国が要請する場合

地検(警察) → 法務省(警察庁) → 外務省 → 相手国(我が国大使館 → 相手国外務省 → 関係省庁 → 担当捜査機関)

・我が国が要請を受ける場合

外国捜査機関 → 当該国外務省 → 駐日大使館 → 外務大臣 → 法務大臣 → 地検又は警察庁(→ 都道府県警察)等

ウ ICPO ルートによる捜査共助

ICPO — 1956年6月、各国の警察を構成員として設立された国際捜査共助機関である。加盟各警察が、その国内法の許す範囲内で最大限の協力をしあうこと、犯罪の予防、鎮圧に効果があると認められるあらゆる制度を確立し発展させることを目的。

具体的活動としては、国際犯罪に関する情報交換、犯人の逮捕・盗難美術品に関する国際手配等。

国連との関係 — 当初非政府機関、1971年5月以降その他政府間機関

国際手配として赤色手配(犯人の逮捕と身柄の引渡を求める手配)と青色手配(犯人の所在等情報入手を目的とした手配)

ICPOの赤色手配(正式引渡請求や仮拘禁請求の前段階で予防逮捕を認めるもの)で、我が国の警察官に令状によらない予防逮捕の権限を付与することは、令状主義に反するおそれあり、立法措置はとられていない。

国際捜査共助法第17条にICPOルートによる捜査協力要請の取扱いに関する規定あり。

(4) 捜査共助の内容

関係者の供述調書、証書書類、証拠物さらには1992年に成立した薬物関連法により、外国からの要請に基づき不正薬物取引から生じた資産没収も可能。

2 逃亡犯罪人の引渡

(1) 逃亡犯罪人引渡の法的根拠 (国際礼讓と条約)

ア 国際礼讓

我が国では、外国から逃亡犯罪人の引渡要請を受けた場合の手続き等を定めた法律として、「逃亡犯罪人引渡法 (昭和28年(1953年) 制定)」がある。この法律によって、我が国は、どのような国からの要請であってもこれらの法律に定められた要件を充たすものであれば、逃亡犯罪人の引渡を行うことができる。

イ 条約

引渡は、引き渡されるものの人権に関わることであるので、条約によって行われる者が多い。

* 条約前置主義

米国は各国と積極的に逃亡犯罪人引渡条約を締結している。

A 日米逃亡犯罪人引渡条約

その一環として、我が国と米国の間では、逃亡犯罪人の引渡に関して「日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡に関する条約 (日米逃亡犯罪人引渡条約)」が締結されている。これは昭和55年に発効しているが、内容的にみると「逃亡犯罪人引渡法」に定められた要件を修正しており、日米間の引渡についてはこの条約が法律に優先して適用されることになっている。

違いの一例：法—短期3年以上、条約：短期1年以上

* 罪種列挙主義 (引渡犯罪が一見して明白) と包括主義 (引渡犯罪間のバランスがとれ悪質な犯罪が列挙漏れになることを防げる。)

B 多数国間条約 (新麻薬条約、ハーグ条約等)

・新麻薬条約 (麻薬及び向精神薬不正取引防止条約) 第6条第3項条約の存在を犯罪人引渡の条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人の引渡請求を受けた場合には、本条約を本条の適用がある犯罪に関する犯罪人の引渡のための法的根拠とみなすことができる。本条を犯罪人引渡のための法的根拠とみなすためには、国内法上細則を定める規定が存在することを要する締約国は、必要

な立法措置をとることを考慮する。

- ・ハーグ条約（航空機の不法な奪取の防止に関する条約）第8条第2項
逃亡犯罪人引渡条約とみなしうる。

(2) 逃亡犯罪人引渡の要件

ア 具体的双罰性

これらの逃亡犯罪人引渡法や日米逃亡犯罪人引渡条約に定められている要件のうち、最も実質的に重要なものは、捜査共助の場合と同様、「双罰性の存在」。

捜査共助の要件としての双罰性は、抽象的に存在すればよいとされている。例えば、日本法の下では既に公訴時効が完成している場合であっても、要請の根拠となっている犯罪が一般的に我が国でも処罰対象とされていれば双罰性の要件は充たすものとされ、実務も運用されている。このような双罰性を抽象的双罰性と呼んでいる。

ところが、逃亡犯罪人の引渡の要件である双罰性は具体的なものでなければならないとされている（逃亡犯罪人引渡法第2条第5号、日米逃亡犯罪人引渡条約第4条第1項第4号）。すなわち、これは公訴時効の点のみならず、違法性阻却事由や責任阻却事由も存在してはならないとされている。

- * 双罰性が問題となった事例 — イタリアからの引渡請求事例

イ 相互保証

このほか「相互主義の保証」も要件となっているが、これは、要請国が、我が国に対して、同種の要請が我が国から相手国に出された場合にはこれに応じる、という国際的約束。条約前置主義を採用している国が、それを採用していない国に対して口上書でこれを保証した場合、相互主義の要件を充たすかという問題あり。ニュージーランドからの事例。

ウ 非政治犯性（昭和51年1月26日最高裁判決は政治犯不引渡は確立された国際法でないとしているが、普遍的国際慣行と言える）

- * 国際慣行を踏まえつつ具体的事案に即して犯罪の構成要件、犯行の動機目的、背景、犯人の性格等諸般の事情を考慮して決する以外ない。
- * 平成元年に発生した中国航空機のハイジャック事件でこの主張された。

エ 自国民不引渡

法律又は条約で、自国民を引き渡さないと定めている国は結構多い。これは、自国民保護の観点に基づくものと言われている。

ところで、逃亡犯罪人引渡法と日米逃亡犯罪人引渡条約の内容を比較した場合に気づく最大の相違点は、自国民の引渡の可否。法律は、自国民の引渡を不可としているが、条約は要請を受けた国の裁量事項と定めている。したがって、条約に基づく引渡請求について

は、自国民であっても引き渡せることとなる。

(3) 逃亡犯罪人引渡の手続きの流れ

- ・我が国が要請する場合（捜査共助と同じ）
- ・我が国が要請を受ける場合

外国捜査機関→当該国外務省→駐日大使館→外務大臣→法務大臣（引渡審査請求命令）→東京高検（引渡審査請求）→東京高裁（引渡許可決定等）→法務大臣（引渡状）→東京高検（引渡指揮）

- ・仮拘禁（引渡法第23条、引渡条約第9条）と拘禁（引渡法第5条）

(4) 具体事例と問題点

薬物不正取引に絡む引渡事件（ヘレン・チョウ）

- ・コンスピラシー（共同謀議罪で起訴されていた女性被疑者の双罰性が問題となった事例）

引渡請求の根拠となった犯罪は、1984年1月から1987年12月までの間に約1000ポンド（約453キロ）のヘロインを米国に密輸することを共謀したもの。正しく、引渡犯罪は共同謀議罪を内容とするものであり、双罰性の存在が検討対象となった。被請求者の行動を子細に検討すると、コンスピラシーといっても、1985. 6. 23. シアトルで98キロ押収、1986. 1. 19. ニューヨークで22キロ押収、1986. 12. 9. バンコックで137キロ押収といったように密輸の実行行為が存在し、これらに関してヘレン・チョウは代金の運搬行為を実施し、我が国の法令に照らしても共謀による麻薬密輸罪を構成すると認められることが判明したので、双罰性ありとの結論に達した。

薬物不正取引に絡む外交官引渡事件（クビア）

その典型的な具体例として、やや古い事案であるものの、平成2年7月に我が国が、米国に引き渡した中米（Central America）のある国の在日大使館員の麻薬不正取引事件がある。ニューヨーク東部地区連邦地検の検事が担当していた国際麻薬事件の捜査の過程で、この外交官の関与が浮かんた。この外交官は、数人の人間を雇った上で、複数回にわたって数十キロに及ぶヘロインを東南アジアのタイで入手し、これを日本経由で米国に持ち込んでいたことが明らかになった。平成元年11月ころ、米国司法省刑事局の引渡事件担当の検事は、この事件の内容を当時在米日本大使館に勤務していた小職に通報した上、米国政府としては身柄を確保する方策を探りたいと申し入れてきた。とは言っても、対象となる人物は外交官であり、国際条約によって外交官特権が付与され、身柄を拘束することは不可（外交関係に関するウィーン条約第29条—外交官の不可侵、第31条外交官の刑事裁判権の免除）。そのため、当初はその外交官が何らかの理由で日本を離れ、香港やハワイ等

に立ち寄るようなことがあれば、その立ち寄り国の協力の下に身柄を拘束することも検討した。しかし、いつ国外に出るかについて情報の入手が困難なことや、赴任国以外であっても外交官の身柄を拘束することにはやはり問題なしとしないとの判断からこの選択肢も消滅。そのため、一時的にやはり外交官の身柄の確保は困難かとの観測も流れた。ところが、派遣国内の政治情勢の変化が、事態の好転をもたらした。つまり、平成2年2月に外交官の派遣国で大統領選挙が行われ、その結果、選出された大統領は、最終的にその外交官の外交特権を派遣国として放棄するとの協力を申し出た。その後、問題の外交官に知られないように注意を払いながら、細部の詰めの交渉が日、米及び派遣国との間で行われ、それが最終的にその外交官の身柄拘束をして引渡となった次第。

これも刑事司法の分野における、日米間の緊密な刑事司法の分野での協力関係を示す事件であり、また、麻薬撲滅に向けた米国の強いコミットメントを示す一事例と言える。

イ 問題点

双罰性の存否、死刑に絡む問題（スウェーデンへの逃亡事例、ブラジルへの保険金殺人犯逃亡事例）

自国民不引渡国との関係（フィリピン人と日本人共謀の殺人事件で実行犯のフィリピン人が本国へ逃亡）

3 最近の特徴と傾向

最近の捜査共助要請や逃亡犯罪人の引渡請求事例から看取できる特徴や傾向は以下のとおり。

まず、第1に今後の傾向として独占禁止法、著作権法及びその他の経済取引に関連する法律違反に関して、捜査共助や逃亡犯罪人の引渡請求が増加する可能性がある。これは、最近の先進各国の独占禁止法違反や知的所有権の侵害に対する強い態度からある程度推測できる。

第2番目の特徴として、米国その他の国の薬物犯罪、特に Drug Trafficking と呼ばれる薬物の不正取引の処罰に対する極めて強いコミットメントに基づく、この種犯罪に絡む共助要請、引渡請求の発生が予測される。上記事例はその具体例。

(参 考)

昭和61年から平成7年までの間の引渡を受けた件数（地検依頼分のみ）は合計3件（ドイツ、オーストラリア、米国）

同一期間に引き渡した件数は15件16名（うち11件12名が米国、その他ドイツが2件、中国及びオーストラリアが各1件）

同一期間の共助を要請した件数は84件（米国40件、ブラジル1件、英国6件、フランス2件、ドイツ1件、オーストリア1件、スイス1件、パキスタン2件、バングラデシュ1件、イラン1件、タイ4件、韓国8件、フィリピン9件、シンガポール1件、オーストラリア4件、ニュージーランド2件）

同一期間に共助要請を受けてこれに応じた件数は173件、23ヵ国

**THE PRESENT CONDITIONS AND COUNTERMEASURES FOR THE DRUG ABUSE
CASES IN JAPAN**

Yuzuru Takahashi
UNAFEI Professor
Chief of Training Division

I. INTRODUCTION

In most South American countries, the consumption of drugs in itself is not a crime. Drug abusers are regarded as a patient who needs appropriate treatment rather than punishment. On the other hand, in some Asian and European countries, the consumption of drugs constitutes a crime and drug abusers have to undergo criminal proceedings. In this presentation, I would like to introduce the basic ideas as to why drug abuse is criminalized and its abusers should be punished. In explaining this drug situation, I will briefly touch upon the current state of drug offences in general and the criminal justice system of Japan according to their necessity.

II. GENERAL OVERVIEW - HISTORICAL TREND

A. Violations of the Stimulant Drug Offences (Figure 5)

1. Two Peaks after the World War II
 - a. "the first stimulants period" in 1954 - more than 55,000 people were cleared by violations of Stimulant Drugs Control Law
 - b. "the second stimulants priod" from 1980 to 1988 - more than 20,000 people cleared each year
this trend has not yet completed
2. Number of Consumption Cases (Hiroba P-11)
 - use - 53.5 % of the people cleared in 1994
 - possession - 31.0 % (majority is for personal consumption)
 - transfer - 15.3% (a part of this category is for personal consumption)

B. Violations of Other Drug Offences (Figure 6)

1. Cannabis

the number of cleared offenders has shown an upward trend since 1960

it exceeded 1,000 in 1977 and 2,000 in 1993
in 1994, it was 2,103

2. Opium

a peak in the number of cleared offenders appeared in 1963 - 1,148, after which the number has generally been on a downward trend
in 1994, it was 222

3. Narcotic Drugs and Psychotropic Substances

the number of cleared offenders peaked in 1963 reaching 2,571, and after that it decreased rather drastically
again, since 1988, the number has been gradually increasing to reach 343 in 1994

4. Poisnous and Powerful Agents

the number reached its peak in 1982 - 36,796
it still maintains high level - 13,059, out of which 10,471 are abusers (cleared by consumption or possession for use)
70 % of the abusers are juveniles

C. Recent Characteristics

1. drugs for illicit use are smuggled from overseas countries (Taiwan, China)

smuggling methods have been complicated and sophisticated, smuggling has become large-scale

2. involvement of gangster organizations in the illicit drug trafficking

in the 1994 stimulant drug cases, the number of organized crime members (Boryokudan members) and their associates is 6,329, which account for 43.2 % of the total number of cleared persons

out of the ten cases where more than 1 Kg of stimulants were confiscated, organized crime members were involved in six cases

drug trafficking is said to be the main source for supporting their organizations

3. increase in the drug crimes committed by foreigners

III. DISPOSITION OF DRUG CRIMES

A. Rate of Drug Offences in the Whole Crimes

1. Clearance (1994)

- a. the total number of people cleared by crimes, excluding traffic violation cases -
- b. the total number of people cleared by drug offences - 30,122
- c. breakdown
 - stimulant drug - 14,896
 - cannabis - 2,103
 - opium - 222
 - narcotic drugs and psychotropic substances - 343
 - poisonous and powerful agents - 13,059

2. Disposition of Public Prosecutors (Table 2)

- a. the total number of cases
 - 1) larceny
 - 2) stimulant drug
- b. suspension of prosecution

3. Disposition of the Courts (Table 3)

- a. the total number of defendants
 - 1) larceny
 - 2) stimulant drug
- b. suspension of execution of sentence

4. Number of Prisoners

In 1994, the number of newly admitted prisoners of stimulant drug offences was 5,243, which account for 24.7 % of the total newly admitted prisoners in the same year (Figure 7).

The number of prisoners of stimulant drug offences as of 31 December 1994 occupied 25.3 % (9,476) of the total number of all prisoners (male - 24.4 %, female - 45.7 %).

B. Prosecution of Drug Cases (Table 4)

According to the White Paper on Crime, in 1994, the prosecution rate for all the cases referred was 61.0 %, excluding traffic professional negligence and road traffic violations

cases. In comparison, the prosecution rate for the following violations was higher than that:

- The Stimulant Drug Control Law (85.8 %)
- The Narcotic Drugs Control Law (71.0 %)
- The Law for Control of Poisonous and Powerful Agents (91.6 %)

On the other hand, the rate was lower for the following violations:

- The cannabis Control Law (59.3 %)
- The Opium Law (39.9 %)

C. Sentencing

1. Statutory Regulation (Appendix C)

The original Stimulant Drug Control Law enacted in 1951 provided a selective punishment either imprisonment with labor or a fine for the personal use of stimulant drugs. However, the 1973 revision of the Law eliminated the discretion of the sentencing court, providing only imprisonment for the same offence.

2. Non-suspension Rate (Table 5)

The average rate for unsuspended sentence of imprisonment for total cases was 39.2 % in 1993. That is, in 39.2 % of the total cases, the courts rendered judgment for imprisonment without its suspension. In contrast, the rate for that regarding drug offence cases in the same year was as follows:

- The Stimulant Drug Control Law (53.6 %)
- The Narcotic Drugs Control Law (40.8 %)
- The Law for Control of Poisonous and Powerful Agents (58.5 %)
- The cannabis Control Law (15.3 %)
- The Opium Law (22.2 %)

As a general trend, simple first-time offender is given a chance to rehabilitate himself in the society by suspension of execution of sentence. however, recidivists and drug trafickers are sentenced to imprisonment without suspension.

3. Sentencing Term (Hiroba P-35)

D. Revocation of Suspension

IV. COUNTERMEASURES

A. Control of Drug Supply

1. International Cooperation
2. Gangster Organization

B. Suppression of Demand for Drugs

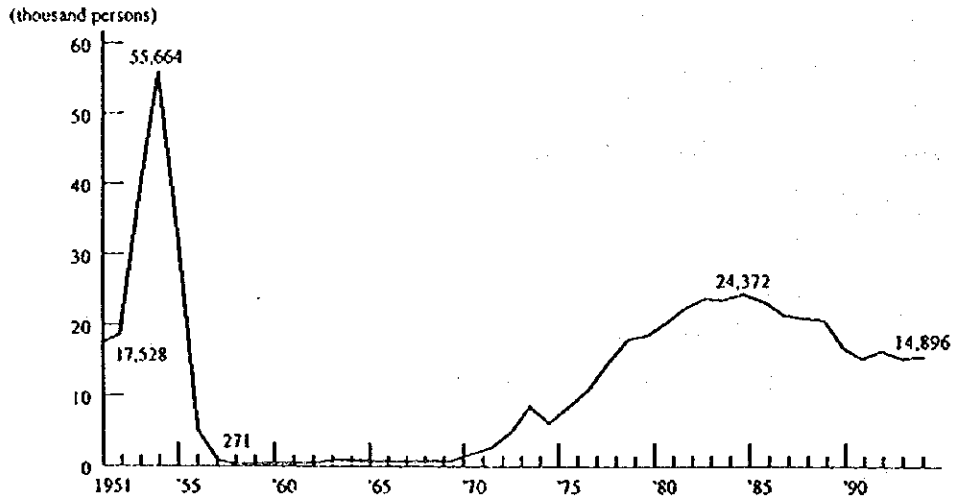
1. Fundamental Policy

by curbing the demand, that is by strictly punishing the drug users, the society can ultimately exclude the drug supply and withhold the increase of drug offences

2. Rationale

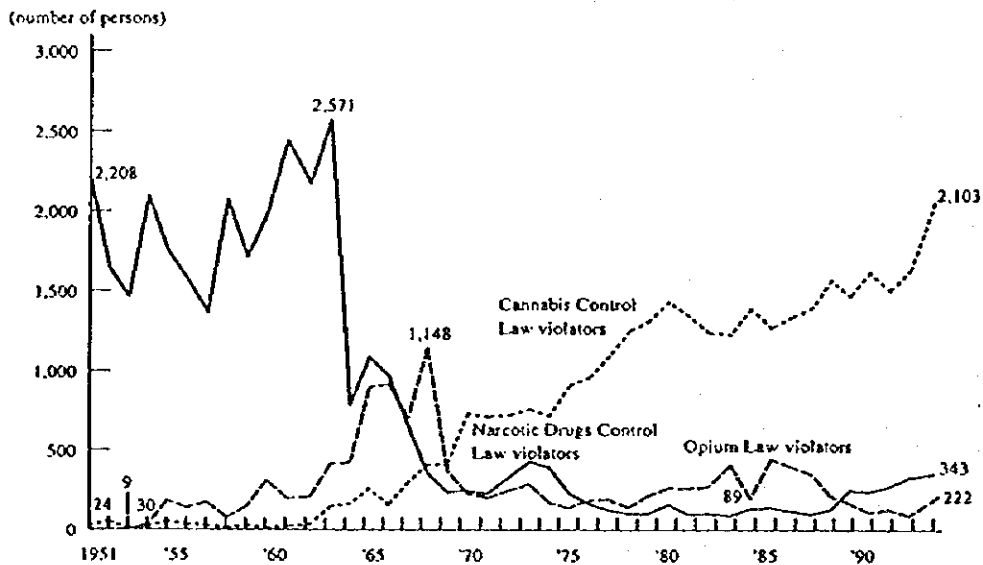
- a. Curbing inducement to other drugs
- b. Preventing secondary crimes
- c. Lessening harm to both individuals and society
- d. Isolation from the supplier
- e. Clearance of drug traffickers

Figure 5 Trends in the Number of Violators of Stimulant Drugs Control Law Cleared by the Police (1952~1994)



Sources: Pharmaceutical Bureau, Ministry of Health and Welfare, and Community Safety Bureau, National Police Agency

Figure 6 Trends in the Number of Violators of Cannabis Control Law, Narcotic Drugs Control Law and Opium Law Cleared by the Police (1952~1994)



Sources: Pharmaceutical Bureau, Ministry of Health and Welfare, and Community Safety Bureau, National Police Agency

Table 2 Number of Suspects whose Cases were Disposed of by Public Prosecutors Offices, by Category of Offence and Disposition (1985-1994)

Year and Offence	Total	Prosecution		Non-prosecution		Referral to family court
		Formal trial	Summary proceeding	Suspended prosecution	Others	
1985	3,447,436	138,874	2,422,250	236,364	55,058	594,890
1986	3,309,422	129,987	2,298,554	247,523	53,047	580,311
1987	2,647,253	125,421	1,617,087	356,283	51,622	496,840
1988	2,348,171	111,650	1,317,427	397,475	51,970	469,649
1989	2,221,317	102,283	1,204,014	418,900	50,709	445,411
1990	2,229,929	93,039	1,204,085	459,567	44,661	428,577
1991	2,195,771	90,112	1,152,950	512,241	40,569	399,899
1992	2,220,515	89,058	1,177,582	556,013	37,380	360,482
1993	2,205,478	92,312	1,150,217	603,244	37,387	322,318
1994	2,126,988	91,993	1,081,813	621,463	36,700	295,019
Penal Code offences	914,151	56,284	107,995	543,232	29,052	177,588
Homicide	1,867	713	—	38	1,064	52
Robbery	2,454	1,182	—	68	210	994
Bodily injury	25,079	3,641	8,156	4,223	725	8,334
Assault	4,876	287	1,945	1,688	80	876
Extortion	9,266	2,322	—	1,341	542	5,061
Larceny	132,008	27,879	—	19,728	3,142	81,259
Fraud	11,428	6,741	—	2,821	1,304	562
Embezzlement	32,843	985	28	4,639	490	27,701
Rape	1,419	732	—	108	258	321
Indecent assault	1,500	565	—	108	505	322
Public indecency	880	52	643	144	4	37
Distribution of obscene literature, etc.	909	321	267	283	16	22
Arson	779	434	—	78	185	82
Bribery	410	263	31	86	30	—
Gambling and Lottery	3,361	616	1,313	1,323	61	48
Violent acts	2,799	540	868	503	118	770
Traffic professional negligence	661,299	5,117	91,437	501,152	15,742	47,851
Others	19,974	3,894	3,307	4,901	4,576	3,296
Special Law offences	1,212,837	35,709	973,818	78,231	7,648	117,431
Election Law	1,109	129	350	476	154	—
Firearms and swords	3,739	984	1,166	950	240	449
Stimulant drugs	20,016	16,357	—	1,279	1,426	954
Poisonous and powerful agents	11,943	1,027	2,966	293	73	7,584
Road traffic violations	1,127,254	7,858	948,709	59,788	4,179	106,720
Others	48,776	9,404	20,627	15,445	1,576	1,724

Source: Annual Report of Statistics on Prosecution

months or more but less than 1 year (18.4 percent), and those for 2 years or more and 3 years or less (16.8 percent).

As for defendants sentenced to more than 10 years including life imprisonment, the number was 143, and the breakdown of defendants by category of offence was homicide (87), followed by robbery (41) and arson (6).

Table 3 The Number of Defendants Adjudicated by First Instance Courts, by Category of Offence (1993)

Offence	Total	Guilty							Acquittal (D)	D/A (%)	Others
		Death	Imprisonment with/without labour					Fine, Penal dectation, Minor fine			
			Life	Determined term (B)	Suspended execution of sentence (C)	C/B (%)	Suspended with probation				
District/Family Courts											
Total	48,476	4	27	47,781	28,569	59.8	3,793	446	104	0.2	114
Penal Code Offences	24,225	4	26	24,020	13,307	55.4	1,941	56	43	0.2	76
Homicide	582	2	9	561	135	24.1	21	—	4	0.7	6
Robbery	696	2	17	674	107	15.9	35	—	2	0.3	1
Bodily injury	3,139	—	—	3,112	1,661	53.4	298	20	3	0.1	4
Extortion	1,731	—	—	1,721	929	54.0	218	—	3	0.2	7
Larceny	4,881	—	—	4,870	1,750	35.9	444	—	4	0.1	7
Fraud	2,853	—	—	2,846	1,267	44.5	259	—	6	0.2	1
Rape	646	—	—	644	207	32.1	80	—	2	0.3	—
Arson	330	—	—	326	119	36.5	38	—	3	0.9	1
Gambling and Lottery	505	—	—	504	473	86.7	14	—	—	—	1
Violent acts	484	—	—	480	189	39.4	31	2	2	0.4	—
Traffic professional negligence	5,329	—	—	5,283	4,482	84.8	287	22	4	0.1	20
Others	3,049	—	—	2,999	2,024	67.5	216	12	10	0.3	28
Special Law Offences	24,251	—	1	23,761	15,262	64.2	1,852	390	61	0.3	38
Election Law	519	—	—	460	451	98.0	6	22	36	6.9	1
Firearms and swords	562	—	—	557	198	35.5	33	4	1	0.2	—
Stimulant drugs	11,193	—	—	11,179	5,185	46.4	1,095	—	8	0.1	6
Narcotics drugs	185	—	—	184	109	59.2	7	—	1	0.5	—
Horse Race Law	240	—	—	240	198	82.5	2	—	—	—	—
Alien Registration Law	2,106	—	—	2,091	2,065	98.8	3	15	—	—	—
Road traffic violations	6,265	—	—	6,209	4,917	79.2	489	31	1	0.0	24
Others	3,181 (240)	—	1	2,841 (124)	2,139 (89)	75.3 (71.8)	217 (13)	318 (115)	14 (—)	0.4 (—)	7 (1)
Summary Court											
Total	1,160,319	—	—	8,823	5,864	66.5	1,187	151,308	31	0.0	157
Total Formal Trials	9,679	—	—	8,823	5,864	66.5	1,187	668	31	0.3	157
Total Summary Proceedings	1,150,640	—	—	—	—	—	—	150,640	—	—	—

Note: Figures in parent theses show the number of adults adjudicated by Family Courts on the offences infringing on juvenile welfare.

Source: Annual Report of Judicial Statistics

第1表 通常第一審における薬物関係事件の終局人員(地裁)

年次	罪名 通常第一審 事件全体	薬物 関係事件					覚せい剤	府薬特例法
		麻 薬	あへん	大 麻	覚せい剤	府薬特例法		
昭和60年	65,553	(24.94) 16,348	(0.19) 126	—	(0.82) 538	(23.93) 15,684		
61	63,204	(24.81) 15,680	(0.12) 77	(0.00) 3	(0.87) 553	(23.81) 15,047		
62	61,995	(23.63) 14,650	(0.16) 97	—	(0.91) 564	(22.56) 13,989		
63	57,883	(24.96) 14,449	(0.11) 66	—	(0.95) 547	(23.90) 13,836		
平成1年	52,755	(23.82) 12,565	(0.32) 167	(0.00) 1	(1.07) 565	(22.43) 11,832		
2	49,821	(22.26) 11,089	(0.32) 157	(0.00) 1	(1.56) 776	(20.38) 10,155		
3	47,539	(25.44) 12,095	(0.29) 138	(0.01) 5	(1.26) 600	(23.88) 11,352		
4	46,983	(25.07) 11,780	(0.39) 181	(0.04) 19	(1.32) 622	(23.32) 10,958	—	
5	48,692	(25.37) 12,354	(0.39) 190	(0.09) 45	(1.59) 775	(23.29) 11,340	(0.01) 4	
6	49,856	(23.90) 11,914	(0.36) 178	(0.10) 51	(1.82) 909	(21.61) 10,776	—	

(注) 1 司法統計年報による実人員である。

2 ()内は通常第一審事件全体に対する%である。

3. Juvenile Cases Adjudicated in Family Court Hearings

With regard to the adjudication of juvenile drug abuse cases by family courts in 1993, the rate for educative measures or referral to public prosecutors (transfer for prosecution in criminal court), compared with an average rate (17.9 percent) of other non-traffic cases, was higher in violations of the Stimulant Drugs Control Law (89.3 percent), the Narcotic Drugs Control Law (65.2 percent, including violations of the Cannabis Control Law), and the Law for Control of Poisonous and Powerful Agents (18.8 percent) respectively.

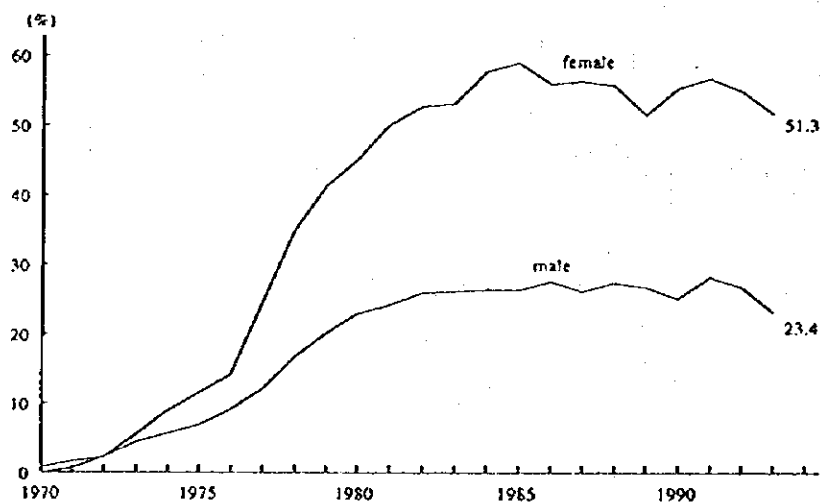
E. Profiles and Treatment of Drug Offence Prisoners

1. Drug Offenders in Prisons (Refer to *Figure 7*)

The number of newly admitted prisoners of stimulant drug offences has rapidly increased since 1973 and reached 8,646 (27.0 percent of the total number of newly admitted prisoners) in 1984. It has gradually been decreasing since that time and was 5,243 (24.7 percent of the same as above) in 1994. On the other hand, the number of newly admitted prisoners of narcotic drug offences has been increasing since 1989 and was 96 in 1994.

The total number of prisoners of stimulant drug offences as of 31 December 1994 occupied 25.3 percent (9,476 persons) of the total number of all prisoners. As for females, in particular, it accounted for 45.7 percent (730 persons) of the total number of all female prisoners, which was sufficiently high to have certain effects on the correctional treatment in prisons. As for males, it accounted for 24.4 percent (8,746 persons) of the total number of all male prisoners.

Figure 7 Percentage of Newly Admitted Prisoners of Stimulant Drugs Control Law Violations (1970-1994)



Source: Annual Report of Statistics on Correction

Table 4 Number of Drug Offences Disposed of by Public Prosecutors Offices (1994)

Control Laws	Total	Prosecution		Non-prosecution		Referral to family court	Prosecution Rate	Suspension Rate
		Formal trial	Summary proceeding	Suspended prosecution	Others			
(1) Stimulant Drugs	20,016	16,357	—	1,279	1,426	954	85.8	7.3
(2) Narcotic Drugs	447	298	1	72	50	26	71.0	19.4
(3) Cannabis	2,367	1,233	—	675	173	286	59.3	35.4
(4) Opium	214	85	—	102	26	1	39.9	54.5
(5) Poisonous and Powerful Agents	11,943	1,027	2,966	293	73	7,584	91.6	6.8

Source: Annual Report of Statistics on Prosecution

2. Adjudication by First Instance Courts in Formal Trials (Refer to Table 5)

The number of defendants of drug offences adjudicated by courts of first instance through formal trial in 1993 was a total of 12,751; which consisted of 11,193 for violations of the Stimulant Drugs Control Law, 185 of the Narcotic Drugs Control Law, 771 of the Cannabis Control Law, 45 of the Opium Law, and 557 of the Law for Control of Poisonous and Powerful Agents respectively. Of the total number, 12,746 were adjudicated by district courts, accounting for 26.4 percent of the total defendants adjudicated thereby.

The rate for unsuspended sentence of imprisonment regarding drug offence cases in 1993, as compared with the average rate (39.2 percent) for that regarding total cases adjudicated by district and summary courts, was higher for each violation of the Stimulant Drugs Control Law (53.6 percent), the Narcotic Drugs Control Law (40.8 percent) and the Law for Control of Poisonous and Powerful Agents (58.5 percent). On the other hand, it was lower for violations of the Cannabis Control Law (15.3 percent) and the Opium Law (22.2 percent) respectively.

Table 5 Drug Offenders Sentenced to Imprisonment with Labour by District Courts in the First Instance through Formal Trial (1993)

Control Laws	Guilty	Imprisonment										Suspended Sentence	Rate for Suspended Sentence
		Life	More than 10 years	10 years or less	7 years or less	5 years or less	3 years	2 years or more	1 years or more	6 months or more	less than 6 months		
(1) Stimulant Drugs	11,179	—	4	6	35	233	270	2,331	7,826	473	1	5,185	46.4
(2) Narcotic Drugs	184	—	—	6	9	34	15	48	65	7	—	109	59.2
(3) Cannabis	770	—	—	—	—	11	14	101	300	341	3	652	84.7
(4) Opium	45	—	—	1	1	2	5	9	26	1	—	35	77.8
(5) Poisonous and Powerful Agents	550	—	—	—	—	—	—	10	118	337	85	228	41.5

Note: Guilty shows the number of persons who were given judgement of guilty and sentenced to imprisonment with labour

Source: Annual Report of Judicial Statistics

CONTROL OF DRUG OFFENCES

JAPAN

Appendix C

Law	Drug	Offence	Penalties	
			Simple crime	Crime for gain
Stimulants control law (1951)	Stimulants (Amphetamine)	Export,import, manufacture	1 year or more	Life imprisonment, or 3 years or more ¥10million or less can be added
		Transfer, possession, use	10 years or less	1 year or more ¥5 million or less can be added
	Precursors	Export,import, manufacture	10 years or less	1 year or more ¥5 million or less can be added
		Transfer, possession, use	7 years or less	10 years or less ¥3 million or less can be added
Narcotics and psychotropics control law (1953,1990)	Heroin	Export,import, manufacture	1 year or more	Life imprisonment, or 3 years or more ¥10million or less can be added
		Preparation, transfer, possession, administration	10 years or less	1 year or more ¥5 million or less can be added
	Other narcotics	Export, import, manufacture, cultivation	From 1 year to 10 years	1 year or more ¥5 million or less can be added
		Transfer, possession, administration, preparation	7 years or less	From 1 year to 10 years ¥3 million or less can be added
	Psychotropics	Export, import, manufacture, preparation	5 years or less	7 years or less ¥2 million or less can be added
		Transfer, possession to transfer	3 years or less	5 years or less ¥1 million or less can be added
Opium law (1948)	Opium	Export,import, collection	From 1 year to 10 years	1 year or more ¥5 million or less can be added
		Transfer, possession, use	7 years or less	From 1 year to 10 years ¥3 million or less can be added
	Poppy	Cultivation	From 1 year to 10 years	1 year or more ¥5 million or less can be added
	Nutshell of poppy	Export,import	From 1 year to 10 years	1 year or more ¥5 million or less can be added
		Transfer, possession, use	7 years or less	From 1 year to 10 years ¥3 million or less can be added
Cannabis control law (1948)	Cannabis	Export,import, cultivation	7 years or less	10 years or less ¥3 million or less can be added
		Transfer, possession, etc.	5 years or less	7 years or less ¥2 million or less can be added
Law for prevention of illicit traffic in drugs and related substances (1991,1992)		Traffic as business	Life imprisonment, or 5 years or more and ¥10million or less	
		Disguise of proceeds	5 years or less or/and ¥3 million or less	
		Receipt of proceeds	3 years or less or/and ¥1 million or less	
		Export, import as drug	3 years or less or ¥500,000 or less	
		Transfer, possession as drug	2 years or less or ¥300,000 or less	
		Incitement, solicitation	3 years or less or ¥500,000 or less	

第2表 覚せい剤取締法違反事件の有罪人員の科刑分布状況（地裁）

区分 年次	懲										役				罰金			
	有罪人員	総数	無期	10年を 超える	10年以下	7年以下	5年以下	3年 執行 猶予	2年 以上 執行 猶予	1年 以上 執行 猶予	6月 以上 執行 猶予	6月 未 満 執行 猶予	うち 執行 猶予					
平成2年	10,003	(100.0) 10,003	—	(0.0) 1	(0.2) 16	(0.3) 35	(1.9) 191	(2.0) 199	(0.1) 12	(17.7) 1,767	(3.0) 299	(69.8) 6,981	(32.4) 3,245	(8.1) 811	(4.0) 402	(0.0) 2	(0.0) 1	—
3	11,182	(100.0) 11,182	—	(0.0) 2	(0.2) 23	(0.4) 40	(2.2) 246	(2.1) 230	(0.2) 26	(20.1) 2,248	(3.7) 419	(68.8) 7,697	(34.4) 3,849	(6.2) 695	(3.2) 359	(0.0) 2	(0.0) 1	—
4	10,766	(100.0) 10,766	—	(0.0) 3	(0.1) 11	(0.3) 33	(2.2) 232	(2.0) 218	(0.2) 21	(21.5) 2,310	(4.8) 519	(68.6) 7,384	(36.2) 3,894	(5.3) 574	(2.6) 283	(0.0) 1	—	—
5	11,179	(100.0) 11,179	—	(0.0) 4	(0.1) 6	(0.3) 35	(2.1) 233	(2.4) 270	(0.4) 47	(20.9) 2,331	(5.7) 633	(70.0) 7,826	(38.5) 4,306	(4.2) 473	(1.8) 198	(0.0) 1	(0.0) 1	—
6	10,612	(100.0) 10,612	—	(0.0) 3	(0.1) 7	(0.2) 26	(1.7) 184	(2.1) 228	(0.3) 36	(22.8) 2,419	(6.7) 707	(69.3) 7,354	(39.4) 4,184	(3.7) 390	(1.4) 145	(0.0) 1	—	—

(注) 1 司法統計年報による実人員である。

2 主文複数の場合及び併科刑がある場合には、刑法10条の規定による重い方の刑のみを計上した。

3 ()内は有罪人員に対する%である。